

平成 19 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 19 年 9 月 27 日（木曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

2 番 伊藤 功一郎 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

下水道課長 鈴木 典男

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長 (阿部五一)

おはようございます。

本議会も本日をもって最終日となりました。きょう最後ですから、しっかりまた頑張ってみましょう。よろしくお祈りを申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において松村敬子議員及び尾口好昭議員を指名いたします。

---

○議長（阿部五一）

この際、御報告申し上げます。

本日、2番伊藤功一郎議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第2条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（13番 吉田瑞生議員登壇）

○13番（吉田瑞生議員）

特に、朝の通勤時間帯における大代地区など七ヶ浜町を含む慢性的な交通渋滞に対処するために、産業道路、県道23号の上り方向の車線、現行の片側2車線を大代地区大代一丁目と桜木地区栄四丁目、栄二丁目の一部について、道路用地の有効利用を図り3車線にするよう宮城県に要望されたいのであります。

主要地方道仙台塩釜線、県道23号、産業道路の大代一丁目の大代歩道橋のところから栄二丁目のセイホクビルド株式会社前、旧鈴建株式会社前までの間、約1,200メートルについて、10メートルほどの広い歩道や植樹帯の一部と側道などを利活用して車道を1車線新設し、特に朝の通勤通学時間帯における利用者の利便に配慮する用地の有効活用による交通渋滞の緩和を図るための道路整備事業を宮城県に要望されたい。

大代地区など、七ヶ浜町を含む慢性的な交通渋滞に対処するために、これまでも地元の住民をはじめそれぞれの関係者がこぞって宮城県に要請してきている経過があります。

これまでの取り組みの中でまとめられた（仮称）防災道路の検討案は次のとおりです。

1、七ヶ浜町の松ヶ浜入り口バス停留所の位置する主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線、県道 58 号に設置されている信号機のところを起点とする。2、多賀城市栄二丁目のセイホクビルド株式会社、旧鈴建前の産業道路、県道 23 号に接続させる。3、検討案のルートは、A・B・C の 3 ルートを定め、次のように各ルートの計画概要などを示しています。

A ルート、コントロールポイントを回避し、最短で結んだルートとして、路線延長は 2,470 メートル、概算工事費は 56 億 8,000 万円。B ルート、緩衝緑地を通過する、迂回するルート、路線延長は 2,667 メートル、概算工事費は 68 億 1,000 万円。C ルート、陸上競技場を回避した A ルートと B ルートの折衷ルート路線延長は 2,677 メートル、概算工事費は 64 億 6,000 万円。これら 3 ルートの総合判定を次のように記しています。

経済性、施工性ほかすべての項目において優位な A ルートを推奨する。なお、今後の課題として、送電線、鉄塔、下水道施設、東北石油等大規模施設の近接を通過するため、諸施設から隔離等の確認が必要であり、関係機関との十分な事前協議を要するとしています。

これらの検討案は、防災道路（仮称）路線計画比較表において記述されているものであります。この案は多くの期待が寄せられておりましたが、一つの試みとして出された考えに終わり、今日途絶えております。

ところで、今般の私の質問は、この間におけるこれまでの二つの経験と実績によるものを踏まえて提案するものであります。一つは、平成 14 年 3 月 8 日の議会で私が提案したことによるものです。これは、多賀城市内の国道 45 号、七十七銀行下馬支店前の梅の宮交差点など下馬地区の交通渋滞緩和のため道路整備事業を国土交通省に要望することでありました。その結果、交通渋滞緩和のため車道を広げる工事は七十七銀行下馬支店前の梅の宮交差点から丹野商店前までの、下馬駅前交差点までの間における塩釜方向に向かって左側の下り車線沿いの下馬二丁目地内の植樹帯を用いて行ったこと。二つ、左折車線を延長する工事は、下馬駅前交差点から梅の宮交差点に至る上り方向の左折車線距離を延長し、海軍屋商店前までの慢性化している交通の渋滞緩和を図ったことであります。

もう一つは、平成 14 年 12 月 18 日の議会で、私が提案したことによるものです。これは、多賀城市の八幡一本柳から市川字多賀前までの市道高橋八幡線交差部から市道新田上野線交差部までの三陸自動車道高架下の道路、側道と側溝、約 1,600 メートルの整備を国土交通省に要望することでありました。その結果、一つ、長い年月凹凸がひどく放置されたまま未整備の高架下の側道約 1,600 メートルの全線が舗装されました。二つ、また全線にわたって側溝ふたの設置、グレーチングの設置、防護さくの設置、待避所の整備などが行われました。

この二つの道路整備事業は、国土交通省がいずれも既存の用地を有効利用することによって実施され、市民のニーズにこたえる大きな成果を上げているのであります。

今回の私の質問は、この二つの事業によって工夫された既存の用地を有効利用する方法により取り組み、事業費に用地費と補償費を予算に計上することなく直接工事費のみの経費で事業を行うことなのであります。費用に対する投資効果の大きな公益性の高い方策として提言する次第であります。

そこで、大代一丁目の大代歩道橋のところから栄二丁目のセイホクビルド株式会社、旧鈴建株式会社前までの間、約 1,200 メートルにわたり、車道を 1 車線新設するやり方に関してであります。

大代歩道橋から念仏橋に至る間について約 500 メートルについては、一つ、幅 10 メートルほどの歩道と植樹帯の用地を一部用いること、二つ、歩道橋の階段を移設すること、3、新設する車道の上り 1 車線の信号については、大代歩道橋のところは常時青信号とし、より一層交通渋滞の緩和を図るとともに、交通安全対策のために誘導標や導流体などを設置する方法によって行うことであります。

念仏橋関係、約 85.5 メートルについては、一つ、幅 10 メートルほどの歩道部分の一部を用いること、2、この橋梁は、鉄げた橋であります。念仏橋からセイホクビルド株式会社、旧鈴建株式会社までの約 600 メートルについては、一つ、歩道と植樹帯の一部と側道の用地を用いること、2、用地が不足する場合には中央分離帯の一部や宮城県企業局の用地を一部活用することでもあります。

このように、新たな用地取得を必要としないで、道路の建設ができることのメリットを踏まえて積極的に対処することとあわせて、宮城県の予算措置に関しても交通渋滞の現状と地域住民の長い間の苦心惨憺の願いを参酌し、住民のニーズや地域課題の優先性を考慮する選択的めり張りのある手だてを施されたいのであります。

一方、この産業道路の仙台市側を見ると、多賀城市町前の近隣にあるコーナンフリースト株式会社ガソリンスタンド、仙台港入り口までの車線は、それぞれ上下とも 3 車線になっていて、歩道や植樹帯は多賀城市内の半分程度のスペースであることを付言しておきます。

以上、大代地区など七ヶ浜町を含む慢性的な交通渋滞に対処するために、主要地方道仙台塩釜線、県道 23 号、産業道路の上り方向の車線、現行の片側 2 車線を大代一丁目の大代歩道橋のところから栄二丁目のセイホクビルド株式会社、旧鈴建株式会社前までの間、約 1,200 メートルについて、10 メートルほどの広い歩道や植樹帯の一部と側道などを利活用して、車道 1 車線を新設し、特に朝の通勤通学時間帯における利用者の利便に配慮する用地の有効活用による交通渋滞の緩和を図るための道路整備事業を宮城県に要望されるよう、質問を終わります。以上であります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田瑞生議員からの御質問にお答え申し上げます。

主要地方道仙台塩釜線、いわゆる産業道路と都市計画道路大代七ヶ浜線は、昭和 40 年代の半ばから事業が開始され現在に至っておりますが、この間、七ヶ浜町の人口は約 1 万 4,000 人から約 2 万 1,000 人に増加し、大代地区は約 4,000 人から約 5,000 人に増加しております。

また、第 1 次産業から第 2 次・第 3 次産業への就業人口の移動や、車社会の発展によりまして、大代交差点に集中する交通量は確実にふえてまいりました。自衛隊正門付近の両方向の交通量は、昭和 62 年に約 1 万 9,000 台でしたが、平成 17 年度には約 2 万 8,000 台になっております。平成 17 年度において、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間の交通量調査を実施しておりますが、主要地方道仙台塩釜線、いわゆる産業道路の仙台方向への交通量は貞山橋付近で 8,691 台、大代歩道橋付近で 1 万 4,095 台、ジャスコ付近で 1 万 5,722 台でございました。仙台市へ近づくにつれて交通量が増加していくことがうかがわれるわけでございます。

きのうも、私、現場に行つてずっと見てまいつたわけでございまして、県議の時代に、先ほど吉田議員さんがおっしゃつた防災道路のことも県議会で訴えてまいつたという経緯がございます。たしか、多賀城と七ヶ浜で 600 万円ぐらいですか、その予算で防災道路の件は一応、計画されたわけでございますけれども、なかなかでき上がらなかつたという経緯がございます。恐らく、これ、宮城県の方にいろいろこれからお願いしなければいけないというふうに思つておりますけれども、七ヶ浜町と一緒に必要なものは七ヶ浜町の方が多いでしょうから、道路管理者である宮城県の方に要望してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（阿部五一）

吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

今、市長、答弁されたとおり、人口増なり車両の増加が著しい状況でふえているわけですが、あわせて、冒頭私が触れました、仮称であります、防災道路、いわゆる路線計画の比較表でありますけれども、多賀城、七ヶ浜でそれぞれ、今答弁にもありましたけれども、両方で計画を策定されておられるわけですが、これについては、その後、その取り扱いはほとんど、先ほども述べましたけれども、途絶えたような状況下になっているわけがあります。

現状は、市長も答弁されたとおり、極めて渋滞がひどい状況で、慢性化している現況にあるわけでありまして、当面の打開策の一つとして、私は先ほど、約 1,200 メートルに及ぶ区域の、まず当面する、暫定的な整備の方法を述べたところであります。

その中でも触れましたけれども、これまでの経験上から見ても、国のレベルでも用地の有効活用による交通渋滞なり交通安全の対策について取り組んできた経過がありますから、この際、宮城県においてもあの現状を踏まえれば大いに土地の有効利用が図られるという、これまたいい条件が、そういう面では好材料だと思いますから、そこを利活用する。

そのことによって、事業費も大幅に、新たな路線を新設するに際しても用地の取得費についても、補償費についても、それぞれ不要なわけですから、直接の工事費のみで事業がとり行われるという、このメリットも一つの知恵、工夫の課題として積極的に見ていいのではないかなと、こう思います。

市長には再度、先ほど私が後段で提言した方法についての所見を改めて伺います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほど、後段で述べたとおりでございますけれども、県当局だけじゃなくて、県警の恐らく規制課になるかと思つておりますけれども、そちらの方にもお願いに行かなくちゃいけないかなということで、それと近々七ヶ浜町長さんなんかともお会いする機会がありますので、七ヶ浜町の方の考え方も聞きながら、あわせて陳情に参りたいなというふうに思う次第でございます。以上です。

○議長（阿部五一）

吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

その陳情される際に、ここは私は、市でも要望出しておりますけれども、宮城県がいわゆる来年の4月1日から組織機構再編成ということで取り組まれている、仙台東土木事務所については仙台土木事務所との組織統合ということが俎上にあがってそういう方向で取り扱われているという現下にありますから、私はあえてこの9月議会でこの案件を質問したというの、組織統合がされる以前にこの課題をひっ提げて、市の要望書の中にも明記されておりますけれども、地元の自治体の意向が反映される土木行政ということからして、そこを十分、県自身も配慮するという取り組みについて、この間早急に一定の協議を諮るということに、実はタイミング的にも持っていただきたいという日程的なことも念頭に置いてきょう質問に立ったところなんです。当然、意識されていると思いますが、そんな兼ね合いもぜひ考慮していただくことを願って質問を終わります。

○議長（阿部五一）

16番根本朝栄議員の登壇を許します。根本議員。

（16番 根本朝栄議員登壇）

○16番（根本朝栄議員）

私の質問は、通告どおり、次の4点でございます。

まず初めに、山王市営住宅の建てかえ問題についてお伺いいたします。

山王市営住宅の建てかえ問題につきましては、これまで平成13年第4回定例会、平成15年第1回定例会、平成15年第3回定例会、平成17年第2回定例会、平成18年第4回定例会の一般質問で取り上げてまいりました。

初めてこの問題を取り上げた平成13年12月、第4回定例会から約6年経過しておりますが、建てかえの必要性を十分に認識しながら、いまだに何も手をつけていないのが現状であります。

その最大の理由は、財政が厳しいとのことであります。私は、財政が厳しくとも、早期に建てかえすべき理由を、防災、計画、居住環境との観点からこれまで何回となく申し上げてまいりましたが、改めてこの点について確認したいと思います。

まず1点目は、地震対策上の問題であります。このたびの補正予算の中で、各小中学校及び公民館、そして図書館など地震対策に関する予算が計上され、安全対策を図ることとなりました。また、多賀城小学校の建てかえも、本年度完成の予定であり、これもまた地震対策の一環として行われた事業であります。

市民の皆様が利用する公共施設の安全対策や教育現場の安全・安心を図ることは、何よりも重要な施策であり、当局の決断を評価するものであります。一方、多賀城市の同じ公共施設である山王市営住宅については、老朽化が著しく、地震対策を施すこと自体不可能であり、建てかえが最大の改善策であります。にもかかわらず、これまで何も手をつけず、そのまま放置されてきたのであります。地震が発生した場合、公共施設の中で一番心配なところは、山王市営住宅であると思うのは、私一人でありましょうか。ましてや、山王市営住宅には災害弱者と言われるひとり暮らしの高齢者が多く入居しており、入居者の安全・安心の確保は緊急を要する最重要課題であります。

2点目は、計画上の問題であります。

平成14年度において600万円の税金を投入し、公営住宅ストック総合活用計画を策定しております。その計画の中で、山王住宅については民間活力を活用した借り上げ手法で建てかえをすることがうたわれているのであります。しかし、計画策定後4年半経過していますが、何ら建てかえについて方向性が決まっておらず、税金を投入して策定した計画は何のためか、疑問に思うところであります。

3点目は、居住環境上、問題はないかという点であります。

この点については、問題はないかというよりは問題でないことを探す方が大変であります。老朽化した山王住宅を一見すれば、即座に理解することができると思いますが、玄関のドアやサッシ、屋根、あるいは下水問題など、そのすべてにわたって住環境は最悪の状態であり、この生活環境を改善するために団地住民の皆様は、一日も早い建てかえを願っているのであります。

これらの理由から、山王市営住宅の建てかえについては、緊急を要する優先度の高い事業であると認識するものであります。

さて、菊地市長は、本年度の施政方針で、山王市営住宅の建てかえに関して基本構想を策定すると述べられました。私は、その市長の決断を大いに歓迎し、評価するものであります。基本構想の策定は、今後の山王市営住宅の建てかえを推進するためには大変重要であります。しかし、現在まで、基本構想を策定したとの話は聞いておりません。そこで、基本構想の策定はいつごろになるのかお伺いいたします。

いずれにいたしましても、市長の公約でもある山王市営住宅の建てかえ問題については、菊地市長の強いリーダーシップなくしてなし得ません。財政がよいときはだれでもできます。大変なときにやるからこそ、菊地市長の手腕がきらりと光るのであります。菊地市長のリーダーシップを心から御期待申し上げます。

次に、西部バス路線の導入についてであります。

西部バス路線につきましては、昨年5月末で廃止になっております。言うまでもなく、西部バス路線はこれまで、西部地区の皆様への市役所など中央方面に行く唯一の公共交通機関として利用されてきたのであります。

西部地区は、多賀城市唯一の田園地帯となっており、その田園地帯を囲む形で住宅密集地がまばらに存在しているのが特徴であります。西部地区から市役所方面へ行く公共交通機関を考えた場合、新田、山王、南宮の住民の方々が利用する東北本線岩切駅及び山王駅があるものの、方向的に市役所など中央方面とはかけ離れた路線となっております。また、高橋地区の方々が利用する仙石線中野栄駅まではそれなりの距離となっており、西部地区にとって公共交通機関の利便性という点では著しく劣っているのが現状であります。だからこそ、西部バス路線は、中央方面へ行く唯一の公共交通機関として、存在すること自体が大変重要な意味を持っていたのであります。この重要な意味を理解するならば、廃止という選択肢は到底考えられないのであります。なぜなら、そもそも西部バス路線は、収支や採算性ということよりも、西部地区住民の皆様への足を確保することを優先に、昭和61年から赤字を覚悟でスタートした路線だからであります。

当局においては、この経緯、原点をもう一度見直していただきたいのであります。利用者が少ないながらも、通勤の利用や買い物、病院への通院など、利用していた方々にとっては、路線バスの果たしてきた役割が非常に大きかったのであります。



廃止になった現在では、バスにかわる移動手段が全くなり、そのため廃止を宣言されてから今日まで、多くの市民の皆様からバス運行の継続を求める声が寄せられています。特に、本年4月に行われました市議会議員選挙の前には、住民の皆様と多く接する機会がありましたが、ほとんどの方々から、バス路線導入の要望が相次ぎ、バス路線廃止への不満とバス路線復活の声が多いことを改めて認識した次第であります。

また、本格的な高齢社会を迎えた今日、高齢者の引きこもりをなくして、社会参加を促す移動手段の確保は喫緊の行政課題でもあります。

私は、このような市民の思いを受けとめ、再び西部地区にバス路線を導入するため、平成18年第1回定例会、平成18年第3回定例会、平成19年第1回定例会の一般質問で取り上げ、巡回バスの導入を推進してまいりました。

本日は、私が推進する巡回バスを具体的に申し上げますので、皆様聞きながら想像していただきたいと思います。

まず、バスについては、マイクロバスのような小さなバスで、一目で西部を巡回するバスとだれでもわかるようなカラフルな模様と親しみやすい名称をつけて、中央方面と西部地区をぐるぐる巡回するバス路線であります。経路については、多賀城駅を出発点として市役所、文化センター、留ヶ谷、史跡連絡線、浮島、国府多賀城駅、市川橋、山王、南宮、新田後、岩切駅、新田、高橋、ヨークベニマル前、樋ノ口橋、城南地区、高崎、東田中、中央、多賀城駅という地域を結ぶ経路であります。1周する所要時間は、約1時間でありませす。10分後、また出発すれば、各停留所に1時間10分ごとにバスが来る予定となり、以前より便数をはるかに増加するだけでなく、利用客にとっても帰りのバスの時間帯に合わせ用事を済ませることができ、一層の利便性が図られるのであります。

バスの運賃については、例えば乗車してから3番目の停留所までは100円、それ以降どこまで乗っても200円にするなど、定額・低料金とし、停留所は設置いたしますが、停留所のないところでも手を挙げればどこでもバスをとめて乗せてくれるような高齢者の方々に配慮したコミュニティーバスとして運行するのであります。また、70歳以上の方には、割引乗車証を発行するとともに、通学で利用する方々にも割引をして子育て支援をするなど、高齢者のお出かけ支援事業並びに子育て支援事業を織りまぜた市民のための市民バスとして実施してはいかがでしょうか。

バスの運転手については、60歳から65歳までの経験者を雇用することにより、安い賃金で賄うことができ、午前・午後に分けた勤務体制をとることにより、安全体制を図ることもできるのであります。

全体的な年間経費は、バスの借り上げ料、バスの燃料代、運転手の賃金だけで済み、平成17年度の赤字補てん額813万円と同程度で十分賄えると考えられるものであります。運賃料金は別に収入として入りますから、実質的な負担は813万円よりはるかに少なく済むと予想されるのであります。以上、私が推進する巡回バスを申し上げましたが、想像していただけましたでしょうか。

このようなバスを試験的に運行したならば、利用者の増加はもちろんのこと、西部地区住民の皆様が市長の決断に対し、評価と賛同の拍手を送ることは間違いないと思うところであります。

市長は、本年第1回定例会の私の質問に対し「決断をしてみたい」と答弁されましたが、その後どのように検討されたのかお伺いいたします。

次に、学校給食の残食についてお伺いいたします。

現在の学校給食センターは、平成 14 年 8 月から稼働し、約 6,000 食をつくり、多賀城市内の小中学校 10 校の子供たちに提供しております。残食は、1 日約 290 キロで、年間約 60 トンの数量となっており、処分については現在、事業系一般廃棄物として焼却処分をしております。

平成 17 年度決算では 119 万 6,100 円、18 年度決算では 113 万 1,900 円の処理費用となっております。さて、現在の学校給食センターができる以前は、第一・第二給食センターで給食を提供しておりましたが、そのときの残食は養豚業者に約半分の費用で回収してもらっておりました。養豚業者で回収すれば、そのまま残食が豚のえさとなり、その豚を私たちが、そして給食で子供たちが食べるという、非常にわかりやすい循環型社会の構図となっており、環境及び学校教育の観点から、大変有効策であると認識するものであります。

仙台市では現在、自校方式と給食センター方式両方を取り入れております。幸町学校給食センター及び宮城学校給食センター、そして自校方式をとっている数校の学校では、生ごみのリサイクルを少しでも進めようという考え方のもと、養豚業者に回収してもらい、処分しているようであります。

幸町学校給食センターの場合は、毎日約 1 万食を提供しておりますが、その残食の年間処分額は 59 万円で、本市と比較するとかなり少ない経費で処分をしております。循環型社会構築に向け行政も民間も、そして市民も一体となって推進している現状の中で限りある資源を有効に使い、少しでもリサイクルしていこうと努力することは、何よりも重要であります。これまで、残食のリサイクル方法については、さまざま議論されてきたところであり、私たちも生ごみ処理器の導入について推進した経緯もございました。しかし、生ごみ処理器の購入金額が約 1,400 万円と多額にもかかわらず、耐用年数が約 10 年しか見込めないということでもあります。また、リース料を含めた年間の維持費が約 300 万円と、現在の処分費用より多額の費用がかかるのでは、生ごみ処理器の導入について困難と考えるを得ないのであります。

一方、利府の新幹線の車両基地には生ごみを堆肥化する食品リサイクルセンターがあります。その施設でリサイクルした場合、費用が現在の処分費用と同じくらいかかり、経費節約にはならないということでもあります。

したがって、経費節減と真のリサイクル推進との観点から総合的に判断すると、養豚業者に回収してもらうことが一番最善の方法であると思いますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

最後に、人道橋についてお伺いいたします。

大代の生協前の貞山堀に人道橋と呼ばれる橋があります。この橋は、歩行者、自転車などの専用通路で、長さ 48.5 メートル、幅 2 メートルの狭い橋であります。この橋のできた由来は、今から 26 年前の昭和 56 年、県道塩釜七ヶ浜多賀城線の大代橋のかけかえ工事に伴い、地域住民の不便を解消するため、一時的に設置された仮の橋であります。しかし、工事が終了しても、橋があることの便利さから、地域住民の要望で取り壊さずに、昭和 58 年 12 月 26 日から多賀城市で管理するようになり、今日に至っております。

さて、この人道橋について、地域住民の方から、人道橋は地震のとき大丈夫でしょうかという相談がございました。私は早速、人道橋を見ましたが、橋げたがさびて大変老朽化しており、地震が発生した場合、それに耐えられるかどうか不安になってきた次第であります。人道橋については、これまで何も手を加えず、そのまま今日まで利用されてきたのであります。この橋は、設置当初の経緯から工事が終わるまでの仮の橋にすぎず、耐震

設計をしているとは到底考えにくいのであります。また、26年も経過し、老朽化していることを考え合わせると、宮城県沖地震が発生した場合、橋が崩壊するのではないかとの不安をぬぐい切れないのであります。

そこで、人道橋を利用している数多くの市民の安全・安心を図るため、これまで実施していない耐震診断を行うとともに、その結果、必要に応じて補強工事も実施すべきと考えるものであります。また、仮に補強工事もできない橋の状態である場合には、市民の安全と利便性を考慮し、代替案を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。菊地市長の理解ある答弁を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本朝栄議員からの御質問にお答え申し上げます。

3番目の学校給食は教育長から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

まず、山王市営住宅の問題でございますけれども、平成18年第3回市議会定例会でもお答えいたしましたとおり、また先ほど根本議員からお話しのとおり、老朽化が進んでおり、快適な住環境を保障する状況にないところでございまして、安心・安全の面からもその対策の必要性を十分認識しているところでございます。

市営山王住宅につきましては、市直営による建てかえ、借り上げ住宅制度の活用、PFIによる建設、民間賃貸住宅の活用について、経済性などを考慮し総合的に比較検討を行い、今年度中には基本構想を策定したいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

それから次の西部バス路線についてでございますが、巡回バスの早期導入を求めることにつきましては、西部線のバス利用者は平成3年度に最盛期を迎えましたが、廃止前年度の平成17年度には最盛期の4分の1までに減少し、1便当たりの利用者は3人にも満たない状態となり、運行経費に占める運賃収入も約20%にまで減少いたしました。西部地区における生活圏の変化や自家用自動車の利用増加などにより、バス利用者の増加が見込めない状況になっておったわけでございます。

このように、バス利用者が年々減少していたことを考えれば、路線バス、コミュニティーバス等をそのまま導入してもバス利用者の減少に歯どめがかからないと推測されます。

第1回定例会の根本議員の御質問の際に、調査を踏まえて決断したいと申し上げましたとおり、現在、西部地区にお住まいの方を対象に、移動目的地、バス利用料金、バス利用の可能性などについて調査を行い、潜在的なバス需要を把握したいと考えております。この調査結果をもとに、本市に合った手法について決断していきたいと思っておりますので、その辺御理解をいただきたい、もうしばらくの時間をいただきたいということでございます。

最後に、人道橋についてでございますけれども、主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線の大代橋かけかえ工事の際に歩行者用仮橋として整備し完成後は撤去することになっていたものを、地域住民からの強い要望により県から昭和58年に多賀城市が引き受けし、河川法に基づく占用許可を得ながら維持管理をしておりますが、橋そのものは県が仮橋として設置してから既に約30年が経過しているものでございます。

この間、利用者の安全な通行を図るため塗裝修繕や側板修理等を行い、維持管理に万全を期してまいりましたが、長年の塩害等にさらされ、橋げたや橋脚のさび等、老朽化が見られるものも認識しておりますが、この人道橋は河川法上と安全面の観点から、いずれ撤去しなければならないものでございます。このため、地域の利便性、安全性を考慮し、人道橋にかわる代替案としての歩道設置につきましては、現在、宮城県仙台台東土木事務所と協議をしているところでございます。

私も県会議員時代に、大代橋の、ちょうど生協の前のところですが、あそこから氏家医院さんの方に行くところの歩道をぜひつけていただきたいということで何回もお願いしてきた経緯がございます。ただ、用地買収等も行わなければいけないこと等いろいろございまして、まだそこまで至っていないわけでございますけれども、できれば歩道整備をして安全をかなえてあげたいなということで、具体的に言いますと、大代生協の大代橋信号機の歩道付近から大代四丁目2番付近の貞山運河側歩道までの間に歩道を設置するという事です。利用者の利便性の向上に努めてまいりたいということでございますので、ぜひ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3点目の学校給食について、私の方から御回答申し上げます。

残食の処理につきましては、給食センターを統合して建設をする際にコンポスト化をすることを検討いたしました。残食量とそれを処理する機種能力、容量、経費、設置場所等の課題がありまして断念した経緯がございます。

また、残食を業者に委託して焼却処分しているところではありますが、循環型社会に対応することは、議員御指摘のとおりでございまして、今後とも残食の活用について検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

なお、あわせて学校給食の運営に当たりましては、子供たちが喜んで、しかも残さず食べる調理、献立というふうなことも非常に大事でございまして、この面からも工夫をしてみたいと思います。以上であります。

○議長（阿部五一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

まず、山王市営住宅についてでございますが、十分に認識しているということでございまして、これは全く同じ認識でございます。

実は、前市長さんも施政方針で、3年ぐらい前ですかね、基本構想を策定すると言ったんですよ。私、大変に評価したんですけども、何事もなく次年度になってしまったという、そういう経緯がございまして、今回も市長さんが基本構想を策定するということで大変評価をしておりますので、その評価を最後まで評価させていただきたい、このように思うところでございますので、何分、少しでも早く策定をしていただいで、工事に着手できるような形をつくり上げていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、バス路線につきましては、今、現在調査している、そういうことで、その調査をもとに判断をしたいということでございますね。ただ、私が一般質問で言っている内容というものはこういう次元の問題ではないんです、本当は。

本当は、東部路線にしても西部バス路線にしても、東部の方の足を確保したい、西部の人の足を確保したいということで、当然 1,000 万円前後の赤字を覚悟してスタートしているんですよ、両方とも、間違いなく。現在はどうなっているかという、東部バス路線は約 1,000 万円以上かな……、赤字補てんをしながら利用者はふえているといいながらも 1,000 万円以上の赤字補てんをして運営をしていると、こういう状況でございます。

一方、西部地区の、ああいう田園風景を抱えた地域であって、なおかつこちらの方の利用者が少ないという路線を廃止しているという現状をかんがみると、もともとそういう次元の問題でなくて、本当は廃止をしないでいろいろなことを努力すべきだったんですね、

アンケートだけでなく。例えば、小さなバスに切りかえてぐるぐるする、私が言うような巡回バスをやってみたり、あるいは手法を変えてやってみたり、本当はそういう経過を踏まなければいけない地域のバス路線だったんですよ、発足した当時の経過を踏まえるならば。それは、市長さんに言ってもしょうがないことなんですけれども、とりあえずは調査をしてアンケートをとって、そしてやるということでありますから、ぜひともそのアンケートをとって実施をする方向性で検討をお願いしたいと思います。ただ、アンケートですからいろいろなところに行くんですね。車のいっぱいある人で、全然バスを利用しない人にも行くかもしれません、たまたま。たまたまそういう人に多く行った場合、余り利用しないというふうなアンケート、こういうことでも困りますので、その辺の判断は参考にしながら、アンケートはあくまでも参考にしながら、西部バス路線は運行するということを前提に、どうぞ決断を希望するものであります。もう一度、この点は御答弁お願いします。

それから、給食の残食については、教育長さん、今後検討を重ねていくということでございますので、さまざまなリサイクルする方法がございましたけれども、一番ベターなのは養豚業者じゃないかと、こういう思いで質問させていただきました。ぜひ御検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、人道橋については、市長さんのおっしゃるとおりでございますので、どうか地域住民の皆様の安心・安全をぜひとも図っていただくように、いつ来てもおかしくない宮城県沖地震でありますから、ぜひ対応方よろしくお願ひしたいと思います。

1 点だけ、答弁をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

西部の巡回バス構想、お聞きしまして、根本議員の構想、大体わかったわけでございますけれども、アンケートは参考程度にしてということを言われました。まだ、私もアンケート調査の結果をはっきり見ていませんので、全然わかりません。根本議員おっしゃるように、東部にあって西部に何でないんだという話もわかります。ですから、その辺のことは、私もアンケート調査の結果を踏まえながら、あくまでも参考ということでございませうか、根本議員に言わせますと、いい方向に考えてみたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部五一）

ここで休憩をいたします。

再開は 11 時 10 分であります。

午前 10 時 57 分 休憩

---

午前 11 時 10 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

6 番金野次男議員の登壇を許します。金野議員。

（6 番 金野次男議員登壇）

○6 番（金野次男議員）

私の質問は、陸上自衛隊多賀城駐屯地を主会場とした平成 19 年度 9.1 宮城県総合防災訓練の成果と、財政状況が極めて厳しい中において市民の避難所となる公の施設の耐震診断、耐震設計、耐力度調査を決断されたが、具体的な耐震対策の開始時期としていつごろを見込んでいるか、その見通しを伺うものであります。

初めに、防災訓練についてです。

本訓練は、防災の日及び防災週間の関連行事として、災害対策基本法第 48 条災害予防責任者の訓練義務、宮城県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき実施するもので、災害時において防災関係機関、各種団体、地域住民等の参加協力のもと、迅速かつ的確な災害応急活動ができるよう相互協力態勢の確立を図るとともに、あわせて地域住民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図ることを目的として、昭和 38 年 11 月 28 日、古川市（現大崎市）から宮城県総合防災訓練として毎年訓練を実施してきたところであるが、昭和 53 年に発生した宮城県沖地震の災害を契機に県民防災の日として 6.12 防災訓練が昭和 54 年から毎年実施されるようになりました。防災の日 9.1、1923 年のあの関東大震災及び防災週間 8 月 30 日から 9 月 5 日の関連行事として 9.1 総合防災訓練が開催市町村との共催で毎年実施することになっております。

本市における総合防災訓練は、通算して 42 回目となり、その間昭和 53 年と 54 年、宮城県沖地震、平成 10 年 8 月末の豪雨災害のため、3 回中止になっております。本訓練、当市の分担計画においては当局の職員は、1 年前から訓練実施要領、進行計画、実施細目の作成、地元参加機関の協力依頼等、また地域自治体との連絡調整役となり、本訓練を無事終えたことには大変な苦勞もあったと思っております。敬意を表します。

計画段階において、基礎・基本となるのは、やはり多賀城市地域防災計画、また平成 7 年 1 月 17 日午前 5 時 46 分のあの阪神淡路大震災の教訓をベースとしたものと思料いたします。

多賀城市で震度 6 強を観測する地震が発生、大津波警報も出されたとの想定で、多賀城駐屯地と周辺住宅地を会場に、宮城・山形両県の消防組織、92 の関係機関の職員や市民、約 6,000 人が参加し、多数の人的被害、建物の倒壊に加え、電気、水道、ガスなどのライフラインが寸断、住宅密集地では火災が発生したとして、23 カ所の訓練会場で 31 の重点項目訓練が計画どおり繰り広げられました。

私も、本訓練には昭和46年8月11日に第9回防災訓練栗原市(旧築館町)に初参加して、9回参加しておりますが、主に河川地域の土のうづくりの訓練が多かったと記憶しております。今年は一連の流れで各会場をくまなく視察でき、市民の立場と体験・経験から、心に残った種目を二、三申し上げたいと思います。

まず、1番目に、昨日、松村敬子議員の一般質問にもありましたが、10月1日から運用が始まる、気象庁からの緊急地震速報を活用した非常訓練呼集。これは震源地近くで初期微動をキャッチし、震源、規模、揺れの強さ、到達時間を速報し、速やかに関係機関、関係職員に迅速化を図ったことは参考になり、今後も市民に周知徹底を図るために関係職員の研究を継続していただきたいと思います。

2番目に自主防災訓練でございます。地震の発生に伴い建物等の倒壊、火災により、負傷者の救出及び初期消火活動、特に初期消火活動においては、18年度、多賀城市では建物火災9件のうち初期消火活動成功件数2件の成果が出ております。いかに初期消火活動が重要か認識された次第でございます。

3番目には架橋設置訓練。当市には砂押川、貞山堀に多数の橋があり、地震により橋が損壊し市民の避難に欠かせない架橋が必要となり、会場内において架橋設置展示を行い、実際に車両または市民を徒行させ、速度と正確さ、また自衛隊の装備には驚かれたことと思います。

次に、今後検討してもらいたい事項を言います。避難所開所訓練です。地震による住宅被害、土砂崩れ、大津波警報の発令により、避難所を駐屯地体育館に開所いたしました。市の最終指定避難所は主に学校の建物であり、避難者は乳児から高齢者、そして災害弱者が避難してまいります。前回の定例会でも質問しましたが、当局として避難所の内部配置、要するにレイアウト基準を示せばさらによい訓練内容ではなかったかと思料いたしました。

多賀城市、また職員、市民にとっては、二十六、七年に一度の総合防災訓練は貴重な体験・経験をしたと思います。これを財産として、今後も自助・公助・共助の災害意識をしっかりと持ち、避けて通れない宮城県沖地震に対して防災力を高めることが必要ではないかと思いますが、当局の本訓練の成果をお伺いいたします。

次に、今議会の補正予算の中、財政状況が極めて厳しい中であって、市民の避難所となる公の施設、小学校、中学校、各公民館等の耐震診断、耐震設計、耐力度調査を決断されたが、具体的な耐震対策の開始時期としていつごろを見込んでいるか、その見通しを伺う。

補正予算特別委員会において概要説明を受けましたが、子供たちが一日の大半を過ごすのは学校でございます。また、災害時には地域住民の緊急避難場所になるため、安全性の確保が不可欠です。しかし、耐震性が確保されている施設は、全国公立小中学校では58.6%にとどまっているのが現状でございます。文部科学省は、震度6程度の揺れで倒壊のおそれがある小中学校を最優先に整備していく方針を提示いたしました。あの阪神淡路大震災で6,433名というとうとい命を奪われた犠牲者は、95%が建物の中での圧死が直接の原因となっております。補正予算、大切に取り組み、教育委員会としっかり調整をやっていただき、優先度に基づき取り組んでいただきたいと思います。

本計画を決断されたことは、まさに慧眼であったと私は感じているが、具体的な耐震対策の開始時期をいつごろと見込んでいるか、その見通しをお伺いするものでございます。

○議長(阿部五一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長 (菊地健次郎)

金野次男議員の御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、9.1 総合防災訓練の成果についての御質問ですが、今後、本市、県及び塩釜地区消防本部が中心となって今回の訓練の検証作業を行うこととしており、その中で個々の訓練や運営面などでの具体の成果や課題が明らかになってくるものと思いますが、現時点で申し上げられる成果としましては、防災関係機関を初め多数の地域住民の皆さんが積極的に訓練に参加し、参加機関・団体の十分な連携のもとに、より実践的な訓練を実施することができたと確信しております。

また、今回初めて実施した避難所開設訓練では、避難所での共同生活を送る上で必要となる自治組織やルールづくりを行うために、避難した大代、笠神、桜木東各区の住民の代表者を交えて運営本部の立ち上げを実施したほか、救援物資の搬入から配布までの一連の作業を災害ボランティアや住民の方々の協力をいただいて実施するなど、実災害を想定した、より実践的な訓練を実施することができました。このような意味で、今回の訓練は今後地域の防災力向上に大きくつながっていくものと思っており、近く明らかとなる検証結果を十分精査して地域防災などに生かし、実災害に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民の避難所となる公共施設の具体の耐震対策の時期についての御質問でございますが、市が所有する公共施設につきましては、今議会で御承認をいただきました補正予算に基づき、おおむねすべての公共施設の耐震診断を終えることができます。また、多賀城東小学校、山王小学校並びに多賀城第二中学校につきましては、それぞれ校舎の耐震補強工事のための設計業務委託を、また多賀城中学校につきましては耐震補強工事にあわせて技術家庭科棟を校舎に機能移転するための設計業務委託を、さらに天真小学校につきましては校舎及び屋内運動場の現況を把握するため耐力度調査業務委託を平成19年度中に実施してまいります。

御質問の具体的な整備の時期でございますが、これらの耐震診断並びに耐力度調査の結果を踏まえ、できるだけ速やかに耐震対策が必要となる公共施設の具体的な整備手法を検討し、年次計画により順次対策を講じてまいります。

小中学校につきましては、教育委員会とも調整を図りながら事業着手の優先度を判断し、あわせて財源確保の観点からも国が進めております耐震化対策に関する各種助成制度や支援策を有効に活用できるよう、関係機関との調整を図りながら計画的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 (阿部五一)

金野議員。

○6番 (金野次男議員)

今、市長の御答弁の中に、災害想定をした実訓練、やってよかった、市民も職員もやってよかったという御回答のようでございますが、私も本訓練は今後、地域防災訓練に生かすことが大事だと思っております。

また、二十六、七年に一度しか来ない訓練が今年、職員また市民とともによい体験・経験をしたと思っております。今後、この訓練を財産として、必ず来ると言われる宮城県沖地震に備えて大きく前進することを御期待申し上げます。



2番目に公共施設についてですが、多賀城東小学校、山王小学校、多賀城第二中学校は耐震補強工事設計もやるということです。また、多賀城中学校は家庭科教室を耐震補強計画、天真小学校については耐力度調査し、複雑な事業になると。そして、公共施設においては、年次計画というお答えの内容ですが、これを機会に各施設の老朽化対策や防犯、バリアフリーなども考慮した整備、そして安全・安心な施設づくりを要望いたして質問を終わります。

○議長（阿部五一）

14番相澤耀司議員の登壇を許します。相澤議員。

（14番 相澤耀司議員登壇）

○14番（相澤耀司議員）

私の質問は、通告書のとおり、ヒートアイランド対策についてと緊急再生戦略についての2点であります。

まず、第1のヒートアイランド対策についてお聞きいたします。

ことしの夏は、いつにも増して暑い夏でした。皆様、体調はいかがだったでしょうか。熱の島を例えてヒートアイランド現象と呼ぶのだそうです。

地球環境の悪化とも言われ、これからも気温の上昇傾向は続くと言われております。平成13年に東京都が屋上緑化を条例で義務化しました。これは、都市の膨大なコンクリートが昼間蓄熱し、夜間放出することで熱帯夜を生み出す悪循環現象の結果でありまして、土地の確保が難しい都市の中で緑地をふやし、同時に人工地表面を減らす手だてとして屋上緑化が広がりを見せております。

内閣府に設置されました地球温暖化対策推進本部では、本年の5月に2012年度までの今後6年間で、延べ床面積1,000平方メートル以上の国の庁舎については、構造上・立地上の不都合がない限り、すべて太陽光発電の導入、または建物の緑化を行うと発表いたしました。気象庁は平成18年3月、関東地方における夏期のヒートアイランドの形成に最も寄与するのは、日中は緑地の減少や人工地表面の増加であり、夜間は建築物の増加であると報告しております。

各地の自治体の動きを見ておりますと、それぞれに工夫しヒートアイランド対策を行っている様子があります。多賀城市におきましても、緑地をふやすことやさまざまな事業を展開しておられることと思います。まず、その具体策を何点か紹介していただけますでしょうか。

そんな中で、大阪市で実施しているドライミスト作戦を紹介させていただきます。

これは、大阪市がことしの6月から段階的に行っているミスト作戦2007で、水道水を霧状にして心斎橋筋商店街やJRユニバーサルシティ駅、天六商店街など5カ所で散布しております。ミスト散布は、水が気化する際に周囲の熱を奪う原理を応用したシステムで、通常の水道管の20倍の圧力をかけ水粒子を噴射するものでございます。粒子は細かく、触れてもぬれないために、ドライ型ミスト——乾いた霧と呼ばれております。

大阪市水道局によりますと、昨年の実証実験では、気温が9度も下がることが確認されております。水道料金も約50メートルの配管で1日9時間使用しても190円程度にとどまるということです。大阪市では、「財布にも環境にもやさしい新技術です。将来は、ビル街や一般住宅などにも広げたい」と話しております。

多賀城市は、幸いにも「史都 多賀城」と言われ、緑地公園や憩いの場所もあります。熱波の夏にもう一工夫をして、市民が少しでも安らぐ場所の提供も必要なことではないかと思えます。市長の考えをお聞かせください。

次に2点目に、緊急再生戦略についてお聞きいたします。

この件につきましては、昨年平成18年第4回定例会と本年の第1回定例会でそれぞれ質問させていただいております。要点を申し上げますと、これまでの自治体は、運営が主で経営の意思がなかった。財政赤字、累積債務の増大が進む現在、サービス需要の増大や多様化への対応はいかにとの質問に対し、市民参画のもとみずから必要なサービスを選択し、地域経営の方向性を踏まえるという御回答でした。また、アウトソーシングの以前に、原価構成を明確にする必要があるのではとの質問には経費節減だけを目的としているのではなく、いろいろな立場の方々の英知を生かし地域経営の考え方を基本にしていますとのお答えでした。市長は、共通の回答として、地域経営の考え方を基本としております、と答えていらっしゃいます。

地域経営について調べてみますと、経営とは「継続的・計画的に事業を遂行すること。特に会社・商業など経済的活動を運営すること。また、そのための組織」と広辞苑にはのっております。前回までの質問を基本に、さらに進めた形でお聞きいたします。

緊急再生戦略構築のための取り組み指針についてお聞きします。

その1の2、3ページにございますが、行政経営資源の現状として、モノ、社会資本の維持管理の状況では、道路や公共施設などの社会資本は、イニシャルコスト（建設時の一時的コスト）のみではなく、その存在が続く限り、ランニングコスト（光熱水費等や維持修繕費等を含む管理運営経費）が必要となることから、新規事業の立ち上げに際しては、これらを合算したライフサイクルコスト（社会資本の建設等から解体までの総コスト）について、あらかじめ財務的分析や評価を行い、将来にわたる影響額等を把握した上で取り組むことが必要であると示してありますが、民間ではその上に、その事業の継続性を前提にした減価償却費が見込まれております。指針には減価償却費の考え方が含まれていないと思われませんが、減価償却についての市長のお考えをお示しください。

多賀城市には、本庁舎を初めとして各施設がございます。一例を挙げますと、多賀城市文化センターは昭和62年3月20日に建設し、38億円の費用をかけております。耐用年数を40年としますと、残された耐用年数はあと20年ぐらいではないかと思われれます。単純に計算しますと、減価償却費は年間1億から2億円ぐらいになります。継続的・計画的に事業を遂行するためにはどのような形をお考えでしょうか、お聞かせください。

最近のニュースによりますと、アメリカやパキスタンでは橋が崩れ落ちる事件が報道されておりますが、日本でも各地で橋げたなどがさびたりして早急な対策が叫ばれております。多賀城市にも橋やトンネルやポンプ場等多くの施設があります。これらの減価償却費的なものはどのようにお考えでしょうか。指定管理者制度などを用いてアウトソーシングの方向性も示されておりますが、その場合の減価償却費のとらえ方はどのようになるのでしょうか、市長の明確なる回答をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

相澤耀司議員の御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、ヒートアイランド対策についてでございますけれども、気象庁の調査では 100 年間の都市の平均気温は、中小都市の 1 度に対し、大都市では 2.5 度と大きく上昇しており、ヒートアイランド現象は大都市という特性に伴う環境問題となっております。

本市は、大都市仙台市に隣接してはおりますが、仙台市中心部のように、オフィスビルが林立する状況にはなく、また海に近いという立地条件から、海風等による冷却効果も期待できますので、ヒートアイランド現象による影響というものは少ないのではないかと考えております。

御質問の 1 点目の具体策については、省エネルギー推進やごみ減量、リサイクル、交通対策や道路整備、農地保全や緑地確保、市民等への普及啓発等々、さきの説明会で申しあげました環境基本計画のさまざまな施策を総合的に推進していくことが、その具体策になるものと認識しております。

また、2 点目のドライミスト作戦については、グリーンプロジェクト世界陸上選手権の第 1 回大会がこの 8 月に大阪市で開催された際に行われましたが、ドライミストを散布することで、その気化熱により周辺気温を下げたというものでございます。緑の少ない大都市部の駅やアーケード街などの導入が期待されてはいますが、本市の現状を見ますと、今のところドライミストを散布するまでには至っていないものと考えておりますので、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

次に、緊急再生戦略についてということで、地域経営の観点から継続的・計画的に事業を遂行していくためには、減価償却費をどうとらえるかが重要であるとの御指摘を賜りました。本市では、平成 17 年 11 月に市議会議員説明会において御説明申し上げましたように、多賀城市行政改革推進本部幹事会専門部会において宮城大学名誉教授天明先生の御助言を得ながら、減価償却の考え方を含み行政コスト計算書の検討を開始しております。同時に、公の施設の使用料のあり方を検討する過程において減価償却費を除いた施設ランニングコスト計算書を作成し、公平な負担のあり方について検討を進めております。

これは、そもそも公の施設は市民の皆さんの負担で建設され、全市民に利用の機会を均等に提供するという目的を有していることから、減価償却費を除外することとしたものでございます。同様の考え方で、指定管理者制度を導入する際の委託費用等にも減価償却費は含めておりません。ただし、これら施設等の適切な維持管理に資するため、施設の耐用年数に応じたライフサイクルコストの考え方を取り入れることとしております。現在、市有建築物の履歴を調査し保全カルテの作成に取り組むと同時に、計画的な改修等を盛り込んだ施設整備計画の策定に向けた検討を進めております。

さらに、今議会へ提案させていただいた学校施設の耐震対策、また今年度予算へ計上しております山王陸橋の耐震診断など、今後も施設等の安全確保について万全の態勢で臨む必要があると考えております。以上でございます。

○議長（阿部五一）

相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

まず、ヒートアイランド対策についてですが、多賀城は大都市に近いけれども海が近かったり、ビルがそれほど密集していないので影響は少ないというお答えでしたけれども、私は逆にとらえていくべきではないかと思っております。要するに、多賀城のよさは、夏は非常に

涼しいですよと、あるいは過ごしやすいですよと。そうであれば、これをどんどん売りにしていいと思います。ただ、現実には、例えば先週、9月21日に交通安全の出発式が行われました。非常に暑かったです、朝から。ああいうときにこそドライミスト、これはレンタルで借りられるんですよ。ですから、そんなに高い予算、必要ないんです。ぜひ調べていただきたいと思います。ああいうときにばつとやって、あるいは市民の憩いの駅前公園とか、あるいは市役所に集まっている方が、ああ、多賀城に来たら涼しいなど。そうやって多賀城の売りにするのも、私は一つの手ではないかと思うんです。都会が厳しいよと、それは対策組むのは当たり前です。しかし多賀城は一步前進していますよと、地球環境にもこのように真剣にとらえているんですよと、皆さんの住みよいまちをつくっているんですよというの、一つの売りではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

それから、緊急再生戦略の中で減価償却の考え方で、行政コスト計算というお話がありましたけれども、これはではいつぐらいにそういうことを発表される予定でいらっしゃるか、またどういったインターバルで、区切って発表していこうとしているか。ランニングコストというお話もありましたけれども、ランニングコストはあくまでも維持管理のコストでございます。だんだん古くなっていけば、先ほども文化センターで例をお話ししましたが、あと20年の耐用年数しかないんです。あしたにでも雨漏りができたら、途端に価値はがあと下がってしまいます。よく社保庁で、いろいろなところに施設をつくって1円で売り出したけれども、だれも買い手がいなかったと、そういうお話がよくニュースで出ましたけれども、ぜひそういうふうにならないうちにきちっと対策をとっていくのが、私は減価償却費の考え方ではないかと思うんですけれども、行政は行政の行政コスト計算というものを考えておりますということなので、ではいつどういうタイミングで、どういうインターバルで発表する考えなのかお答えいただければありがたいと思います。

テレビでちょっと見たんですけれども、ある山村のまちでは、橋が耐久性にこたえられなくて道路を何力所か通行どめにしたということがのっていましたけれども、それでは余りにもお粗末だと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ヒートアイランド対策についてでございますけれども、ドライミスト、私もまだ体感したことはございません。ただ、このドライミストをやるのに装置がどのくらいかかるのか、そんなに大きくはかからないと思いますけれども、ちょっといろいろと研究させていただきたいなというふうに思って、まず調査をしてみたいというふうに思っております。その後でどうするかということをお判断したいと思います。

それから、後段の部分については市長公室長の方から答弁させますので、お願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（渋谷大司）

ただいまのことでございますけれども、市としても行政コスト計算につきましては、先ほどの議会でも説明させていただきましたが、行政経営アドバイザーとして天明先生などの

知恵をいろいろ拝借しながら、ことしもしくは来年ごろまでにその辺をもっていきたいなというふうに考えております。

今、全庁的に施設のコスト計算などを行っておりますので、それとあわせて施設の整備計画などもいろいろ行っておりますので、その辺も含めながら、ことしもしくは来年度あたりまでにその辺が出ればよいということで、今進めているところでございます。（「結構です」の声あり）

○議長（阿部五一）

7番雨森修一議員の質問を許します。雨森議員。

（7番 雨森修一議員登壇）

○7番（雨森修一議員）

5年ぶりでありまして、非常に緊張しております。

まさか、この席で再度幹部交番を求めるという質問をするというふうには思っておりませんでした。もう完全にできたというような考え方のもとに非常に喜んでおりました。

関係書類、皆、一切処分してしまいました。ですから手持ちには全然なかったわけですが、しかしそれはそれといたしまして、新しい市長さん、おめでとうございます。非常に、私、慎重に、ある質問をさせていただくということは初めてでございまして、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

そこで、簡単に申し上げます。ことしの2月の議会に根本議員あるいはまた昌浦議員が一般質問をしておられました。その市長の回答などを読ませていただきまして、余りくどくどと同じことを繰り返すのではなしに、要点だけ申し上げます。

JR仙石線多賀城駅を中心として、6万市民の安全・安心対策をどうするかということでございます。

我が多賀城市は、明治22年4月1日に13村が集まりまして多賀城村というものが結成されました。そのときの人口は、わずか4,540名ぐらいだったそうでございます。今から約120年前。そしてまた、昭和26年7月に多賀城町になりました。昭和30年までに多賀城駅北側に多賀城竜ヶ崎警部派出所、交番があったんです、昭和30年まで。これを、今から約50年前、現在の多賀城中学校横へ移転してしまったんです、約50年前なんです。その多賀城町の人口、昭和30年のころは1万6,837名ぐらい。現在は御存じのように約6万3,000人おります。

現在、多賀城駅は1日に1万5,000人という乗降客、仙石線にとってはあおば通り駅に次いで第2番目の大変重要な駅でございます。その駅を活用していただいている市民の方々、あるいはまた利用者の方々の安全確保をどうするか。そしてまた、多賀城市民の生活の安全・安心、この実現をするためにも一日も早く多賀城駅前に幹部交番を要求するものであります。

市長さんの今後の、関係機関にどのように働きかけていただけるか、お考えを聞かせてください。以上でございます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長 (菊地健次郎)

雨森修一議員の御質問にお答え申し上げます。

多賀城駅前の幹部交番誘致に関しましては、市民の強い要請を受け、平成5年に県知事と県警察本部長に対して設置の要望書を提出したのを皮切りに、本年1月31日まで、合計6度にわたり市議会議長とともに要望書を提出してきたところでございます。

また、このほかにも仙台都市圏広域行政推進協議会と塩釜地区広域行政連絡協議会などを通じた要望活動や、会議等での打ち合わせの機会をとらえてお願いを重ねてまいった次第でございます。しかしながら、宮城県全域を見た警察署再編計画では、本市に幹部交番を設置する情勢になっておりませんので、引き続き関係機関に対し強く働きかけをする必要があると認識しております。

なお、本市独自で平成13年度に開設した警察官立ち寄り所を効果的に活用するため、仙石線の最終時刻まで行っている警察官の駐在を今後も継続し、多賀城駅周辺を中心としたパトロールカーによる警戒警らをもさらに強化するなど、塩釜警察署長に働きかけを行っていくとともに、防犯協会連合会などの地域自主防犯組織による周辺地域の巡視活動を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 (阿部五一)

雨森議員。

○7番 (雨森修一議員)

この交番の話をしてしますと、約10年間以上さかのぼっていかねばならないので、とても短時間では話ができません。多賀城の駅前の治安、まず駐輪場のあの横板を1枚ずつ破った平成3年、それからまた2階に防犯カメラを設置していただいた。それから第3弾目に今の立ち寄り所です。こういう段階を経て今日きております。

24時間、最終電車までいていただく、非常にこれは効果的でありまして、私も非常に感謝申し上げているわけですが、きのうも塩釜署長にお会いしまして約1時間お話ししてまいりました。あるいはまた9月に、5年ぶりに県警に行きまして警務、警視等々に会いまして現状の話をお聞きしております。非常に盛り上がった話なんですが、何かもとに戻ってしまっていると。その原因は何か。建物が堅固な建物になりましてまだ29年ぐらいいしかたっていないと、結局それが問題なんです。あれが古ければ、とっくに県警の方できているんです。関係者の方が言うには、建物がまだ新しいんですと。その建物が新しいのと治安と、問題違うんですね、これ。とらえ方がちょっと、物差しが違うようであります。向こうはかね尺、こちらは鯨尺でございます、物差しの長さが違うみたいであります。

それから、きのう、私、多賀城交番にちょっと出かけました。婦警さんが1人ふえまして4名、きのう、何か1人ふえたということです。それで、今、約17名体制で多賀城交番を維持しています、管理しておられるんですけども、市長さんも御存じのように、パトカー1台なんです、パトカー1台。バイク1台、自転車1台……、1台か2台かわかりませんが、とにかくそれしかないんですよ。きのう、私、署長にも言ったんです、おかしいんじゃないかと。ですから、夜は南宮の駐在所からミニパトカーを1台借りてきております。それから、個人的な車を利用していろいろと約束等仕事をしております。きのう、そういうことでございました。

それから、一つ、これは県警内のことでございますけれども、多賀城交番所には、トイレが男女共同、共同参画じゃない共同です、1カ所しかないんです。そうしますと、婦警さんが4名おります。あるいはまた、いろいろと問題で市民の方々が、女性の方もあそこを利用するわけです。それで、男性職員さんの警察官と一緒になんです。その施設だけは使えというんですけれども、そういう面においては非常に不便といいますか、困っておると、これが現場の声なんです。ですから、あそこを、例えばあと10年使えというなら、せめておトイレだけでも増設していただいて、市民も使うわけですから、そういったこともぜひ市長さんの方からアドバイスしていただきたい。

それから、これ一番問題あるのですが、バイクとか自転車等々の盗難がございます。連絡を受けましてバイク、自転車をとりに行きたくても、とりに行く車がないんです。ですから、きのうちょっとお聞きしましたら、参考までにこういう、自転車なんかを載せられる車が……、これは鹿島台の交番に入れているようでございます、ちょっと、私、確認していませんが。早速、きのう、メーカーに行きまして調べてまいりました。自転車とかバイクを載せられるんです。こういうものも必要としまして、市民の安心・安全を守っていく、このようなさっきも……、機会あれば県の方にも伝えていきたい、そのように思いますが、再度市長さんのお考えを……。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問にお答え申し上げますけれども、私も県議会時代から、雨森議員と同様に県警の方には何度もお願いに、私自身で上がった経緯がございますので、今後とも粘り強く頑張っ  
てまいりたいなというふうに思っております。

ただ、先ほど雨森議員さんがおっしゃった、パトカー1台しかない。そのことは、パトカー1台しか、ずっと保持しているのではないんでしょうけれども、恐らく御存じだと思いますけれども、警察官立ち寄り所に、塩釜署で保有しているパトカーが巡回しているときには必ず1日1回は立ち寄るといふこともしていただいているということもございまして、パトカー1台ではちょっと心もとないなというふうな思いもしますけれども、それだけ塩釜警察署の方で多賀城に配慮していただいているということでございます。

ですから、犯罪発生率も、ボランティアの皆さんとかいろいろな方々の御協力をいただきまして約3割以上下がったということもございますから、市民の安心・安全のためにも今後とも皆さんと御協力申し上げながら頑張っ  
てまいりたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（阿部五一）

雨森議員。

○7番（雨森修一議員）

わかりました。

要望ですけれども、市長さん、きのうも現場の声なんですよ。塩釜で6万弱の人口でパトカーが何台あるかと。多賀城は6万人以上の人口があるんですよと、現場の声をおっしゃる、現場で。ですから、今すぐどうこうでなしに、踏まえて、市民の安心・安全を守るた

めにも1台でも多く確保するというふうに、何かあるたびに訴えていただきたい。要望しておきます。終わります。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩に入ります。

再開は午後1時であります。

午前11時57分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

その前に暑くなったようですから、上着を取って結構でございます。

12番中村善吉議員の登壇を許します。中村議員。

（12番 中村善吉議員登壇）

○12番（中村善吉議員）

私の質問は、平成17年7月に採択された現使用中学歴史教科書（以後「教科書」）の政治や外交記述を通じて菊地教育長の近現代歴史認識と、その教育姿勢、さらに教科書の是非を問うものであります。

私の考える教科書とは、まず記述内容が正しく、また感動的な史実があること、事件の背景とその推移が明確で理解しやすく、先人に対して尊敬と誇り、国に対しては愛国心が持てること、さらに複雑多様な国際社会で生き抜く知恵が学べるものであることと考えています。

しかし、教科書は、残念ながら私の考えているそれとは180度の教育内容の差を感じています。現代社会での道徳心の欠如は、歴史教育にその一因があると考えています。韓国の歴史家崔基鎬教授によれば、「道徳心の源泉は公德心にあり、公德心は愛国心なしには存在し得ない」とあり、歴史に感動がなければ愛国心は生まれないからであります。

ここで、教科書の誕生、実態、それにその弊害例について説明してから、教科書改善を希望し、質問に入ります。

まず、教科書の誕生についての説明ですが、それは戦後アメリカによって発明されたものであります。日米戦に勝ったアメリカは、日本が再び立ち上がってアメリカに復讐できない究極の占領政策として非軍事化とそれを長期的に保障する民主化（占領政策用語で精神的武装解除ですが、日本人の精神構造の破壊などと解釈）を断行しました。これは、国際法、ポツダム宣言違反であります。まず、非軍事化とは、憲法第9条のこと、それにわなの日米安保条約をセットしたことであります。同時に、民主化（ここでは日本人から復讐心の除去）としてその民族を滅ぼすには、まず記憶（歴史）を消すことだという箴言を巧みに利用しました。アメリカは、日本人らしい精神と日本側の大東亜戦争史観（八紘一宇、大東亜共栄圏実現の理想）を消し、その穴埋めに、アメリカが捏造をし押しつけた太平洋戦争史観（アメリカの侵略、植民地支配、残虐性を日本の3悪と規定）を正当化し、東京



裁判をセットし、占領期間中約 7 年かけて日本人に戦争に対する戦争犯罪、贖罪意識をすり込み、謝罪を国是とする世界史上前代未聞の国に仕上げました。

民主化工作は短期間で功を奏し、開始から 1 年足らずで復讐心は消滅してしまいました。この民主化を利用した、アメリカ発明の太平洋戦争史観が教科書のルーツであります。アメリカの侵略戦争の 3 悪を日本に置きかえた日米あべこべの、いわば冤罪の歴史であります。詳細は、専門書に譲り省略します。

教科書は、アメリカの占領政策によって歪曲され、その後さらに近隣諸国条項（昭和 57 年導入）によって歪曲され、他国に都合のよいように決められた歴史認識によって書かれています。したがって、二重に歪曲された虚偽の歴史で、真の歴史ではありません。

以上の反省から、平成 13 年に民主化を否定した F 社の教科書（日本側の大東亜戦争史観で記す）があらわれ選択肢が 8 となりましたが、本市では真の教科書でない東書を採択して予算化し、中学生に民主化教育をしているのであります。

次に、教科書の実態についての説明ですが、その内容の特徴は、前述以外にアメリカ、中国、韓国の立場で書かれており、ソ連には甘く、国際法違反、人道的に違反、日本人に対しては大都市の無差別爆撃や戦争によつての死者への冒瀆、侮辱等を感じます。

さらに、教科書の隠蔽された部分を史実とその背景とを補完しますと、反面教科書に変身してしまいます。その具体例を説明しますが、その前に事件を整理します。

昭和初期から開始された米ソのアジア戦略における日本たたきは、満州事変前後はゲリラ活動、支那事変（日中戦争）では代理戦争であることが、教科書には隠蔽されています。次に大東亜（太平洋）戦争でアメリカが直接日本をたたき、原爆で息の根をとめたという時系列になります。

それでは、満州事変、日中戦争、それに原爆投下の記述について説明いたします。

教科書 186 ページに③日本の中国侵略、満州事変とありますが、満州事変の時代背景は、米ソのアジア戦略の第一歩で、日本が持つ満州での権益を米ソがねらう攻防戦の開始時期でしたので、「日本の中国侵略」の主語「日本の」は「米ソの」となり、日本は防戦の立場でありました。当時、共産党軍のゲリラ活動、アメリカの中国民を扇動しての反日活動が激しく、満州に住む邦人、約 100 万人（日本人 20 万人、朝鮮人 80 万人）の生活が絶体絶命の状況に追い込まれ、その打開策として関東軍（当時 1 万人）が柳条湖事件を起こし、満州を支配していた匪賊・張学良（軍隊 30 万人）を満州外に追放して満州国を建設したにつながります。満州国は、ソ連南下の防波堤、食糧供給地として重要でした。

次に、教科書 188 ページに④日中全面戦争、日中戦争の勃発とありますが、さきの満州事変の延長線上にあり、米ソ両国は中国大陸から日本軍を追放し、そこを米ソ両国で 2 分割支配にすることが目的でしたので、その性格上、二つの見出しの中の「日中」の 2 文字は「米ソの代理」となります。教科書では、日本軍が果敢に戦火を拡大し、南京まで占領し、女性や子供を大量に殺害したとありますが、その記述は疑問であります。現在では南京事件も論破されております。

盧溝橋事件は、ソ連が中共軍に仕掛けさせ、日本軍と国民党軍と無理に戦わせ漁夫の利を得ようとしたものであります。事件は一たん解決し、日本軍が幾ら隠忍自重、不拡大方針をとっても、支那事変はソ連支援の中共軍がアメリカ支援の国民党軍に潜伏し、通州事件（邦人 223 人が惨殺された）、上海事件（アメリカ製飛行機や中国飛行機で爆撃されて約 2,800 人が死傷）のテロ事件を起こし、日本軍を大陸に誘い込み、泥沼化し、勢力を消耗させたわなでした。日本政府の 6 回の和平工作はその都度断念させられ、アメリカの援助

資金額は増大しました。一方、アメリカは、蒋介石が重慶に移ってからも援蔣物資を送りつけて戦わせ、日本軍を疲弊させ、さらに経済封鎖で日本を締め上げて日米開戦の準備をしていました。

アメリカは、昭和16年初めからは、多数のパイロットや飛行機を対中援助し、実質的参戦していました。昭和20年8月終戦まで、米ソの対中援助の実態はそれぞれ、現在の金額でアメリカは約11兆2,200億円、ソ連は約1兆円、その他イギリスは2兆9,000億円、フランスは当時の金額で総額2億100万フランでした。以上が、教科書が教える日本の侵略戦争の実態であります。

教科書195ページから199ページに、原爆投下の記述がありますが、原爆投下は国際法違反で、日本は被爆国であります。責めの恨みの文句もありません。

菊地教育長は、立場上とは思いますが、容認であります。さきの参議院選挙前、去る7月3日、久間元防衛大臣が原爆投下容認発言で国民の批判を浴びて辞任に追い込まれましたが、非核三原則を有する被爆国の教育関係者としては、国民感情との乖離の大きさを感じます。

加害者の立場から、原爆投下は日本の降伏を早め、アメリカ兵士の犠牲を回避するためには必要だったとの容認発言がありますが、アメリカの軍関係者、軍事研究機関の方々、多くのマスコミもその必要性を否定していました。原爆投下の真相は、おおよそ次の三つに要約されています。

1、戦後、やがて極東地域でソ連との覇権争いが予想され、ソ連の膨張政策を牽制し、アメリカの力を誇示するために必要だったのが原爆という外交爆弾であったこと。

2、議会对策を目的とした原爆の殺傷能力の実地検証だった。20億ドルの開発費をかけたので、その性能を大統領と軍は議会に実証してみせる必要があった。その実験の場が広島と長崎だった。モルモットに選ばれたのが日本人だったこと。

3、アメリカは、大空襲で大量殺戮に感覚が麻痺していた。さらに、動物以下の有色人種であれば焼き殺しても世論の非難は少ない。ドイツ人でなく日本人ならよいとの人種差別意識があったこと。以上であります。

教科書では、原爆投下ありきをわきに置き、人類史上、人道上、我が国への意義については触れず、その犠牲者は広島、長崎で何人と小さくコメント、広島市が最初の被爆都市という不幸を体験したと、他人ごとに済ませ、その穴埋めに日本人の人体実験で破壊された広島の復興状況と、昔ハワイに移民した同郷人との歴史を中学生にインターネットを通じて、半ば祝賀友好ムードで調べさせています。

同じ日本人でありながら、動物同様に人体実験で犠牲になった死者の霊、現に被爆症で苦しんでいる同胞への思いやりがみじんも感じられないことが反面教科書と解釈されています。

最後に、教科書の弊害について説明いたします。

戦後歴史教育を受けた総理や閣僚たちの戦争関連発言が時々マスコミで話題になりますが、ここでは何点かある中から、小泉首相がブッシュ大統領との靖国神社参拝を断ったことを紹介します。

小泉首相が靖国神社を参拝すると、日本と戦争をしない中国と韓国だけが文句を言うてくる。アメリカは、最大の友好国の日本が、アメリカが押しつけた国際法違反の憲法、東京裁判史観を忠実に守って、中国、韓国に歴史カードでいじめられているのを見て、何とか

助け船を出したいと考えていました。平成 14 年 2002 年 2 月、APEC（アジア太平洋経済協力会議）に臨む前に日本に立ち寄り、ブッシュ大統領自身が直接小泉首相と一緒に靖国神社を参拝することを提案しました。しかし、小泉首相はその申し出を断ってしまいました。参拝先を明治神宮に変更しても参拝せず、ブッシュ大統領一人だけが参拝した。小泉首相は、歴史的千載一遇のチャンスを見逃したのであります。2 人一緒に参拝することの意味を理解できなかったからであります。

小泉首相の歴史認識が民主化（日本侵略の太平洋戦争史観・自虐史観で洗脳）されたままだったからであります。2 人一緒に参拝していれば、それ以降中国、韓国からの A 級戦犯が祭られている靖国神社参拝カード問題は解決されたからであります。アメリカ自身が A 級戦犯を否定したことになったからであります。

今回、戦後歴史教育による国益の損失は甚大でありました。教育長の近現代歴史認識と、その教育姿勢、さらに教科書採択権行使は、国の将来を決めるほど重大な意味があることを再認識していただきたいものであります。

私が、教科書改善にこだわるのは、道徳心や公德心の醸成による青少年の非行防止と、せめて本市からは第二、第三の小泉首相を絶対に出さないことが目的であります。

以上の背景をもちまして、教科書採択について質問いたします。

1)教科書 8 種の相対評価結果と東書に決定した要因は何か。特に、東書と扶桑社の記述内容の評価結果を。2)理解しやすく、先人に対して尊敬と誇りの持てる記述内容か、具体的なページ数の指摘をお願い、等であります。

過去の答弁書を見ますと、的確な答弁ではなかったケースが多々ありました。改めて的確な答弁をお願いしまして、私の第 1 回目の質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

中村善吉議員への答弁でございますけれども、教育長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

教育長の答弁を求めます。教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

中村議員の御質問でございますが、本市の議会において答えるべき範囲内で、通告のとおりお答え申し上げます。

初めに、通告の冒頭に「教育長主導で採択が行われた」とありますが、法律の定めるところに従いまして選定に係る事務を進めたものでありまして、教育長主導でないことをまずもって申し上げます。

さて、質問の第1点目でございますが、教科用図書8種の相対評価、結果についてであります。採択に当たっての評価は、教科用図書採択基準に示された内容、組織と配列、学習指導、表現と体裁の4項目の観点に基づいて行われることになっております。

8種の教科用図書は、文部科学大臣の検定に合格していることから、学習指導要領の趣旨を踏まえ、記述内容や歴史的事象の配列、学習指導への配慮、資料の見やすさ等に十分配慮されたすぐれた教科用図書であると認識されるものと考えます。

次に、中学校歴史教科用図書が東京書籍に決定した要因はとの御質問ですが、いずれも検定を通ったすぐれた教科用図書であります。本市においては当教科用図書が二つの中学校から第1希望としてあげられ最上位にあること、教科用図書を実際に活用する学校現場の意見を尊重すること等を踏まえ、本市教育委員会の採択希望教科用図書として採択、協議会に提出した次第であります。

その後、仙台地区教科用図書採択協議会におきまして、教育現場のすぐれた教員で構成された専門委員会の慎重な審査と意見をもとに、同協議会で審議をされまして、結果として本市で希望した教科用図書が採択決定となった次第であります。

質問の2点目でございますが、理解しやすく先人に対する尊敬と誇りが持てる記述内容かという質問でございますが、平成14年4月1日から施行されております中学校学習指導要領の社会科、歴史的分野の目標の第1には、歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させること。我が国の文化・伝統の特色を広い視野に立って考えさせること。我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることとあります。また、同じく、目標の二つ目には、国家、社会、文化の発展、生活の向上に尽くした歴史上の人物と現代に伝わる文化遺産をその時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てることとあります。

このようなことから、目標も含めて、学習指導要領の趣旨を踏まえることと、学習指導に対する配慮等が十分であることが検定に合格する要件であることから、採択協議会で採択された教科用図書の記述内容は、議員の求める、我が国の歴史に対する愛情を深め、尊重するものであること。理解しやすく、尊敬と誇りが持てる記述内容であるものと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

先ほどの教育長の答弁は、もう前回、私、これで10回目です。ですから、教育長からほとんど同じ内容を聞いております。ちょっと表現が悪いんですが、聞き飽きた感じがします。しかし、先ほど私が言いましたように、隠蔽された事件を補完すると、それが反面教科書になってしまう。それから、私が多賀城市の教育委員会、それから仙台教育事務所管内の教科書採択協議会に内容の検討はしたんですかと、その内容の検討をした結果の議事録はあるんですか、それを見せてくださいと。そうしましたら、両方ありませんでした。

それから、専門の先生方をお願いしたというんですが、専門の先生方のイデオロギーが心配であると私は感じております。なぜかと申しますと、これが、ある政党から出した新聞であります。これ、新聞です。記述内容、記述の方法、全く教科書とわり二つであります。ただ、教科書は、中学生に読みやすいように編集をされております。ここで一番大事なのは、ここに、私言いましたように、これは当時の歴史背景、これは米ソのアジア戦略がみ

んなネグレクトされている、隠蔽されているんですよ。ですから、それを補完しますと、主格逆転になるんです。その辺のことを考えていただきたいなと思います。

それで、私が今申したように、なぜ私が今、隠蔽したところを補完したか、間違っただけを子供たちに教えては困る、そういうことでございます。

これは南京大虐殺の記事でございます。南京大虐殺は、蒋介石がある新聞社の特派員に書かせたプロパガンダです、そういう内容でございます。それからこちらも、全く同じです。これを見ますと、国際法をほとんど無視しております。それから捕虜、捕虜に関することも国際法に全く目をつぶっております。そういうことを、ある政党の新聞の記事と多賀城市で使っている教科書がうり二つの記事では、私はそれはまずいのではないかと。新聞は、これは検定がないからいいです、政党のこれはプロパガンダですからいいんです。これは、だまされる方が悪いんですけども、教科書はそうはいきません。やはり史実に基づいて書かれてなければいけないものだと思います。

今、教育長の答弁は、従来と全く同じ答弁でございます。私、わざとなぜ、隠蔽された部分を、私が補充して皆さんに紹介したか、そのことでございます。それをもう一度お願いします。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

答弁に非常に不満だというようなことでございますが、ここは多賀城市の議会でございます、私も市の教育行政というふうなこと、しかも検定制度があるというふうなこと、そういうふうな考えでおりますと、検定制度の否定かというようなことともとられかねないようですが、8教科書、国の教育行政、法律に基づいてどうぞこの八つの教科書の中からそれぞれ選んでくださいと。それで正規の手續を踏んでやっているというふうなことでありますので、教科書の記述内容についてはそれぞれ若干の違いがあるんだろうと思います。ただ、検定を通しているということは、やはり国の考え方としてはそれぞれ多様な考え方、そしてまた国定でございませぬから、選定においては、その範囲内で希望するものを選びなさいというふうなことです。それに従って私ども……。多賀城市独自で決定するというふうな教科書選定になっておりませぬので、広域で選ぶというふうになります。

ですから、例えばその選んだものが、あるいは広域の中で採用されないというふうなことも出てくるわけですが、広域で手續を踏んでやっているというふうなことでございますので、歴史観その他についてはここは場所が違ふと思いますので、失礼させていただきます。以上です。

○議長（阿部五一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

私は、多賀城市の情報公開を申し込んで情報を受け取りました。そのときの確認は、教育長はめくら判ではないよと、内容も含めてめくら判ではないよと、それは確認していますから。そういうことで、このように、先ほど多少の差はあると言いましたけれども、片方はこちら、片方はこちらの内容ですよ。それは、多少どころでないです、180度の差です。

よ。そういうことを考えて、それで日本はこんなに悪い国ですよと教えているんです、今の歴史の教科書は。私は、それは違うのではないかと思います。

そういうことを、まず教育長、最初に自分で本を読まれて、それでこれがいいと、そういうふうに、わからなかったらだれかに聞いて、これはこういうことですよと。

私、これを10年もこれやっているんですよ。そういうことですから、今の教科書、不満です。それで……

○議長（阿部五一）

中村議員、今の質問は失礼ですよ、教育の専門家ですよ。それは、中村議員と考えが違うからといって、それをあなた、無理やり押しつけるということはいかがなものかと……。

○12番（中村善吉議員）

いや、押しつけるつもりはありません……

○議長（阿部五一）

それで、教育長として答えられる範囲を超えては答弁できないんです。それをあなた、踏まえて質問してください。

○12番（中村善吉議員）

はい、それはわかっております。

そういうことで、今の教科書の内容と史実が大分かけ離れています。その辺をもう少し是正した方法をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

何度も申し上げているわけですが、国の最高機関がそういうふうな、教育制度をきちっとつくって、そしてまた教科書検定をやって、そして私どもの手元に届いているわけです。ですから、国会の論議というふうなことに値するようなことは、私はとてもできません。

それから、教科書いろいろな……、今8種類あるわけですが、教科書を一つに選んで指導しなさいとありますが、教科書を教えなさいとは文部科学省は言っておりません、教科書を教えなさいとは言っていません。教科書を使って学習指導要領に示された内容を指導しなさいよと言っているのです……、そういうことであります。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄君の登壇を許します。藤原議員。

（10番 藤原益栄議員登壇）

○10番（藤原益栄議員）

私の質問は、3点でございます。

ただいま、中村議員から大分「赤旗」の宣伝をやっていただきましたけれども、何が真実かというのは、だれが言ったかということではなくて、真実はだれが言っても真実だということで御理解いただきたいと思います。

まず第1に、城南地区の一部にある高さ無制限の地域を東北歴史博物館程度に高さ制限を加える問題についてでございます。

けさも現地に行ってまいりましたが、例の高層マンションは10階部分まで骨組みが完了しております。現在、11階部分の工事が進められております。姿をあらわすにつれ、ますます多くの方々から多賀城にがっかりした、なぜこうなったのか等々の嘆きと怒りの声が出されております。

若干、この問題の経過を振り返ってみますと、城南地区の地区計画の改正が行われたのが平成12年第4回定例会、12月7日のことでございます。このとき、私どもはこの地区計画について、全体としては評価できるとしつつ、東北歴史博物館と城南小学校の間の中高層住宅地区に高さ制限を設けなかったことについて、多賀城の重要な景観破壊になると指摘をしておりました。そして、この地区計画そのものには反対をせずに、この部分の修正を迫るという立場をとったわけでありました。

この問題を一般質問で取り上げましたのは、平成14年の9月議会でございます。このとき私は、高崎中学校から見た政庁方向は多賀城の最重要な景観の一つであり、特に本市に外郭南門の復元計画があるけれども、この部分に高層マンションが建てられたら将来復元された南門がすっかりマンションに隠されてしまうと、高さ制限を求めたわけでありました。

そのときの前市長の答弁は、見直すつもりはないということが結論でありましたが、景観問題については次のように述べておりました。「城南小学校が4階建て19メートルだということでございますから、これをはるかに超すような高層住宅が建つというのであれば、これは問題になるかもしれませんけれども、城南小学校くらいの高さの建物が出てくるとなれば」、途中略しますが「景観を損ねるといったことは私は防ぐことができる」、これが市長の答弁でございました。

つまり、前市長自身、高さ無制限とは言っても実際にはせいぜい高さ20メートル程度のマンションしか出ないだろうと、そういう想定をしておったようでありまして、50メートルにも達する高層マンションは全く想定しなかったということのようであります。

重要なことは、これは過去の問題ではないという点であります。市道新田上野線の北側の城南小学校と東北歴史博物館の間が、高さ無制限になっておりますので、現在の、例のマンションの南側に第二・第三の高層マンションが建つ可能性もあるわけであります。

そこで、御承知のとおり、京都市では本年の9月1日から新景観条例を施行いたしました。その内容は、市内全域の高さ規制について、これまでの45メートル地区を廃止をいたしまして、高さの制限の区分を、新たに10メートル・12メートル・15メートル・20メートル・25メートル・31メートルの6段階としたことでもあります。

京都市では、不適格建築物が多く発生するのを重々承知しながら、あえてこうした高さ制限を導入をしたわけでありました。本市としても、これ以上、例のところに高層マンションは建てさせない、その立場で高さ制限を加えるべきだと思いますけれども、市長の答弁を求めるものであります。

質問の第2点は、城南小学校の安全対策についてであります。

御存じのとおり、城南地区、国府多賀城駅、浮島地区を結んでおります市道浮島線は、東北本線以南については城南小学校の敷地に沿ってルート化をされております。この道路を横断して登下校する児童が多数を占めておりまして、子供が心配だとの声がたくさん父兄から出ております。また、この市道の東北本線以南については、国府多賀城駅への連絡路になっておりまして、時間規制をするのは現実的ではありません。

したがって、私は、清水沢多賀城線を東北本線まで延長し、車両についてはヤマザワの北側の信号のある交差点に誘導すべきだというふうに考えるものであります。その場合、もちろん全幅員を整備する必要はさらさらありません。歩道については、小学校へも国府多賀城駅へも通じていますから、暫定的に車両専用2車線だけでよいと思います。この問題についての市長の答弁を求めたいと思います。

質問の第3は、八幡小学校、高崎中学校のグラウンドの雨水排水の問題についてであります。

まず、高崎中学校のグラウンドの問題ですが、頻繁に中学校のわきの道路を通るわけですが、けれども、いつ通りましてもテニスコートの付近がぬかっております。同校のグラウンドが一たん雨水を貯留する仕組みになっているのは重々承知ではありますけれども、グラウンドの機能を損ねるような貯留の仕方は問題ではないかというふうに私は思います。私は、雨水排水ルートはどこかが目詰まりしているのではないかと思いますけれども、ぜひこの点、説明をして改善するようにお願いしたいと思います。

次に、八幡小学校のグラウンドの雨水排水の問題ですが、学校としては支障がないとのこととあります。実は、ソフトボール協会のAブロックのリーグ戦が八幡小学校を主会場にして行われておりまして、バックネット側と校舎西側ともに雨水の排水が悪くて、なかなかダイヤモンドがとれないというふうな状況になってございます。この点についてもぜひ改善をしたいと思いますが、答弁を求めまして、私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原益栄議員の御質問にお答え申し上げます。

ただ、3点目のグラウンドの雨水排水については、教育長から答弁させますので御了承願いたいと思います。

最初に、城南地区の高さ制限についてでございますが、城南地区の中高層住宅地区は、御存じのとおり、地区計画で高さに制限をかけておりません。現在、高層マンションが1棟建築中ではありますが、今後第2の高層建築物の可能性については否定できません。

どのような建築申請がなされるかわかりませんが、建築面積が少ないほど建築物を高層にできることから、その高さは一概には言えません。仮に、申請されれば許可せざるを得ない状況でございます。ただ、今後計画される建築物については、敷地形状や日陰規制等から、現在建設中のマンションと同規模程度の建築は難しいものと考えております。

京都市の新景観条例は、多くの不適格建築物を生み出すにもかかわらず、あえて高さ制限を実施していくということでございますが、本市と京都市では歴史的背景、地形及び以前から行政及び市民レベルでの取り組み方等の違いがございます。京都市は、本市の約40倍



の面積を持ち、南側以外の三方を山々に囲まれ、名所旧跡が豊富なところであり、京都市の高さ制限は有名な大文字山の眺望などを遮らないようにと、市街地のほぼ全域に段階的な制限を設けております。

一方、城南地区で高さ制限がされていない中高層住宅地区は 1.4 ヘクタール程度であり、眺望を遮る範囲は少ないものと考えるところでございます。高さ制限を加えるということは、私有財産に対して規制することであり、行政側が一方的に実施するものではないと判断しますので、現在のところ、見直しの考えはございません。

次に、城南小学校の安全対策についてでございますが、御指摘の市道浮島線につきましては、以前は市道新田上野線から館脇踏切を經由して多賀城ニュータウンまでの区間、朝の通学時間帯は、指定車両以外進入禁止の交通規制がございました。現在は、城南土地区画整理事業による道路整備や国府多賀城駅の開業に伴い、新田上野線から踏切の手前までは交通規制が解除されております。

このことにより、通学時間帯に小学校前の道路の車両通行が増したことは事実でございますが、歩道や横断歩道が整備されておりますので、児童には教育委員会、学校を通して交通ルールを遵守した安全な登下校について指導しております。

次に、都市計画道路清水沢多賀城線についてでございますが、御承知のとおり、東北本線アンダーパスによる計画形状での整備には相当の年数がかかるものと考えております。

そこで、以前にも清水沢多賀城線用地の暫定的な活用について検討したことはございましたが、その時点では経済性や必要性の観点から見送っております。しかしながら、清水沢多賀城線の有効利用については、ほかの議員からも質問されていることもあり、関係機関と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3 点目の八幡小学校、高崎中学校のグラウンドの雨水排水状況については私の方から御回答申し上げます。

八幡小学校、高崎中学校のグラウンドとともに、さきの台風 9 号の降雨時において半日程度で水が引き、授業等で使用可能な状態になったとのことでございます。しかし、八幡小学校では、グラウンド北西部分、御指摘の部分であります。一部低い場所がありまして、排水の悪い箇所が見られます。この場所は、通常授業等で使用する部分ではありませんが、児童の遊び場所であり学校開放団体が使用する部分でもありますので、支障のないように適切に管理を行っていきたいというふうに考えております。

また、高崎中学校のグラウンドであります。これは大雨時、下流への流量を少なくするための防災調整池になっております。そのため、一般のグラウンドと比較して排水に時間がかかりますが、さきの台風の降雨時において半日程度で水がひき、サッカーグラウンドの一部を除いて使用可能な状態となっております。ただし、水が引きにくいサッカーグラウンドの部分は、土砂の堆積等により水たまりが生じておりますので、先般、砂を補充し整備をいたしました。今後とも校庭の機能を損なうことのないように、また防災調整池

の機能についても適切に管理し、定期的な点検整備に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

最初に、第2点、第3点なんですが、第2点については国府多賀城駅ができるときに、なぜ城南小学校をぐるっと囲むような道路の選定をしたのだろうかというのが、非常に私は疑問だったんですよ。子供たちが登下校に使うところをわざわざ選んで道路を設定したような形になっているんですね。それがまず疑問でした。

それで、多少——多少というかお金がかかるのは事実なんだけれども、私は何もあの全幅員を全部東北本線まで持っていきなさいと言っているのではないんですよ。歩道は、城南小学校までも行けるし、それから国府多賀城駅にも行ける。だから、車道の2車線だけ暫定的に東北本線のところまで持って行って、通り抜けの道路は城南小学校の回りをぐるっと走らなくともいいようにしたらどうだと。そうすると、出てくると、ヤマザワの北側のところに信号があるわけで、そういう点からいっても、私は望ましいルートではないかというふうに思うんですよ。

その点も加味して、ぜひ有効利用を図っていただきたいと思うんですが、これについては答弁をお願いしたいと思います。

それから、八幡小学校と多賀城中学校の雨水排水の問題については、教育委員会として今後注意して見ていって、適切な対応をしたいということなので、これは見守っていきたいと思います。

最初の城南小学校のあの高層マンションの問題なんですけれども、要するに、今市長が答弁したことは、第2、第3の建物が建つということも、それはあり得るんだと、日陰規制や建ぺい率、容積率の関係でどのくらいの高さになるかというのはあるんだけれども、第2、第3の建築申請があったら、それは認めざるを得ないんだと、そういう回答ですね。今の地区計画のままだったら、それは認めざるを得ないんですよ。だから、私は変えてほしいというふうに言っているわけで。

それで、先ほど私有財産の規制については、これはなかなかやれるものではないんだという話をしているけれども、これは全く通用しないですよ。ほかの低層住宅のところは、全部10メートルで規制しているんですから。だから、ヤマザワのところだって15メートルで規制しているんですよ。国府多賀城の政庁の南側であるにもかかわらず、あそこだけわざわざ城南小学校と博物館に囲まれたところを高さ無制限にしたんです、わざわざ。ほかは全部規制しておいて、あそこだけ高さ無制限にして、私有財産の規制云々かんぬんというのは成り立ちようがないです、当局の説明としては。これは、だから私は、理由から取り消していただきたいと思うんですね。

それから、京都と多賀城は違うと。これは重々、私も知っていますよ。京都は市街地全部を対象にしています。それは、さっき市長が言ったように1,000年以上の歴史があって、市街地全部を規制しています。ただ、私が何で京都の新景観条例を今話題にしたかという、これまで60メートルもの高さもどんどん認めてきて、全然もう京都の周りの山とか寺院も見えなくなると。これで財界の中からも反省が生まれて、高さ制限やろうということになったわけですよ。今、高さ制限やると不適格建築物がいっぱいできるわけ。それはもう二度と建てかえできないんですよ。だけれども、あえて京都は踏み切ったんです。条

件は違うけれども、私はだから多賀城市全域について高さ制限しなさいなんて言っているのではないですよ。多賀城市の南側にあるあそこの部分については制限しなさいと。何もロジマンのあたりも制限しろなんて言っていないですよ。だから、あそこの部分について問題にしているんだということをよく認識をしていただきたいと思います。

それから、私は、平成 14 年の 9 月議会の、前の市長の答弁を読んでつくづく思ったんです。さっきもちょっと引用したんだけど、前市長自身、あんなのを想定していなかったんですよ。もう一回ゆっくり読みますから。いいですか、これは私の再質問に対して前市長が答えたんです。「城南小学校が 4 階建てで 19 メートルということでございますから、これをはるかに超すような高層住宅が建つというのであれば、これは問題になるかもしれませんが、城南小学校くらいの高さの建物が出てくるとなれば、私の家の下がっていったところから、決して政庁跡が隠れるわけでもなし、それからいろいろなそういう特別史跡というものは大体丘陵地にあるわけでございますから、そういう問題での景観を損ねるといったことは、私は防ぐことができるのではなかろうかと思っております」と、こう答えているんです。

これ自体は不届きな答弁だと思います。不届きというか、自分は高さ無制限にしておいて、いやいや 20 メートルぐらいで済むんだと言っているから、全く無責任なことを言っているんです。だけれども、前市長自身は 20 メートル程度のマンションしか建たないというふうに思っていたんですよ。それを議会でも答弁していたんですよ。ところがどうですか、50 メートルですよ。前の市長自身もああいう 50 メートルもの、あんな高さのマンションが建つというのは想定していなかったんですよ。だから今、あそこを見直すということは、決して前市長の立場をひっくり返すことではないんです。前の市長の答弁からしたって、高さ制限するのは、私は当たり前だと思いますよ。

それから、もう 1 点言いたいのは、城南地区の人たちから、何でおれたちに高さ制限をしておいて、あそこだけ無制限なんだという苦情が出たと聞いています。それに対して当局は、いやあれはもう平成 12 年度に決まっていたことなんだと言って、しぶしぶ納得してもらったというか説得したというか、そういうふうに私は聞いています。だけれども、平成 12 年にあれは決まったことだと言えないですよ。私が平成 19 年の 9 月議会で一般質問しているんですから、これはもう菊地市長自身の考え方だということになってしまいますよ。この一般質問の機会に、いや構わないんだという答弁をしちゃうとね、菊地市長自身がそういう物の考え方をしていると。

きのう、「史都 多賀城」かポエムシティかという議論になったけれども、いずれにしても政庁の南側にあんな 50 メートルの高さのマンションを認めて、私は史都もポエムシティもあるものかというふうに思うんだね。

やはり、史都とポエムシティの精神を生かして、前の市長答弁も尊重して、あんな高いものが建つというのは前市長も想定していなかったんだから、私は見直すべきだというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問にお答えしますが、最初の城南小学校の歩道等の問題については、建設部長から答弁させますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

2点目の城南の高層マンションの件でございますけれども、これは今、規制するということは私はできないというふうに思っております。私が答弁したとおり、私有財産に対する規制ということに、これは変わりはないだろうというふうに思います。

それから、できれば、これからのおぼんです懇談会等、あの地区まだやっていませんので、城南あるいは浮島、市川ですか、あの3地区まとめておぼんです懇談会をやらせていただきますけれども、私自身も多賀城市議会時代に政庁あるいは多賀城廃寺を中心に景観条例みたいなものをできないかということ、昔提案したことがございます。ですから、私自身、行政からぎりぎり規制をかけるというやり方がいかなものかというふうに思いますから、その住んでいる方々を中心に、将来的にやはり高さ制限等、もう少しあの地区のあり方、景観も含めてでございますけれども、規制してほしいという声があるいは上がるかもしれません。ただ、住民の自主性というものを重んじながら、私は市民との協働ということもよく申し上げておりますし、その辺の調整を図りながら、これから皆さんの合意を得ながらその制限等については考えてまいりたいなという思いでございますので、御了承願いたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

藤原議員さんの2番目の御質問でございますけれども、当時、私、ちょうど城南組合におりまして、この件も若干かんでおりました。

ちょっと振り返ったんですけれども、当時、国府多賀城駅のお話がまだ、水面下ではあったんですけれども、正式に設置というふうなことがなかったわけございまして、その後、国府多賀城駅が設置することが決定いたしました。

それを受けまして、駅へのアクセス道路をどう考えるかというようなことになりまして、一つは藤原議員さんからちょっと提案ありました清水沢多賀城線を延伸する案、もう一つは今現在のスタイルですけれども、城南組合の方から接続する案、あともう一つはこれも一緒に一遍にやろうとする案というようなことで、いろいろ検討した経緯はございます。

その中で、市長の答弁にもありましたけれども、財政的な問題もございまして、そういう経済的な問題とか、また駅ができて交通量とか、はっきり言わせてちょっと予測できないと、どのくらいの交通量があるか、そういうことも加味いたしまして現在のルートに決定したわけでございます。

ただ、一番心配だったのは、通学路、歩行者、特に児童生徒の安全をどうするかということがございまして、当時は学校側の方だけに歩道をつくるような計画でございました。それを、その当時、駅ができたことによりまして、両側歩道をしましように。そういうふうなことで、児童生徒の安全性もそれで確保できるだろうと、そういう判断のもとで現在の計画にしたということでございます。

○議長（阿部五一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

城南小学校の回りに市道をめぐらせた件については、だから全然問題がないとは思っていないということですよ。清水沢多賀城線の有効利用についても考えなければいけないと

ということなので、これについてはぜひ検討していただくということをお願いをしたいと思います。

それから、城南地区のマンションについて、今、規制はできないとか、行政が規制するよりも住民の声が大事だとかいろいろ言っていますけれども、これは全く行政側の責任逃れなんです。何で責任逃れなのかというと、あそこだけわざわざ高さ無制限にしたからなんです。大体のところは全部 10 メートルに規制しておいて、ヤマザワのところも 15 メートルに規制をしておいて、あそこだけわざわざ、どなたに頼まれたのか自発的にやったのかわからないんだけど、あそこだけわざわざ高さ無制限にしたんですよ。だから、これは一般的な問題として、市民の世論が盛り上がったから考えるとそういう次元の話ではないんですよ。多賀城市が、わざわざあそこを高さ無制限にして、今の事態を招いた問題なんです。だから、それは住民の世論の盛り上げ等の責任逃れをやってはだめですよ。それを私はまず言いたい。まさにあれは行政の責任だったんですよ、議会の責任もあるけれども。

それで、このことで、私有財産の規制の問題について、今規制することできないというように言ったんだけど、これもう一回言うんだけど、他のところに高さ制限をしておいて、あそこだけ問題になるのはなぜか。これ、理屈通らないでしょう、どう考えたって。何であそこだけ問題になるんですか、高さ制限すると私有財産規制になるんですか。ほかはみんなやっておいて、あそこをすると、なぜ高さ制限が私有財産の規制になって問題になるのか。それをまず、私は全然理解できない。何であそこだけ特別扱いするのかというのがわからない。

それからもう一つは、確かにもう多分みんな売れているんだと思うんですよ。そこについて、高さ制限をやると、あそこは不適合建築物になるんです。私は、そういう問題が起こるからあえて京都のことを例に出しているわけ。京都では、もうこんなこと言っていられないと、不適合建築物がいっぱい出るけれども、それをあえて承知で高さ制限に踏み切ったわけですよ。私は、それだけの価値が、あそこの部分はあると。

だから、土地の面にしてもあそこだけなぜ特別扱いするのかということの説明がつかないのではないかということと、マンションを買われた方が、将来資産価値が落ちて迷惑をこうむることもあるかもしれないんだけど、京都の例に倣えばそれを承知でもやはりやる必要もあるのではないかというふうに思うんですが、その 2 点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

何か、行政の責任逃れではないかという話もございましたけれども、私自身があのヤマザワのところとかほかのところ規制をかけておいて、なぜあそこのところだけに規制をかけなかったのかということ自体がちょっとまだ理解できておりません、はっきり申し上げまして。ちょっとその辺のことをまず私自身が調査してからでないと、今は適当な、それなりに答えられるようなものを、まことに申しわけありませんけれども持っておりませんので、その辺はちょっと考えさせていただきたいというふうに思います。

規制してしまえば、不適合建築物に当たるのは当然ではないかなというふうに思います。

藤原議員もいろいろ景観に気を配っていらっしゃると思いますけれども、私もできるだけ景観に気を配りたいという思いはいっぱいでございますので、どうぞ御了解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（阿部五一）

これをもって一般質問を終わります。

休憩をいたします。再開は2時20分であります。

午後2時08分 休憩

---

午後2時20分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

---

日程第3 議案第72号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部五一）

日程第3、議案第72号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第72号 工事請負契約の締結についてであります。これは平成19年度多賀城駐屯地周辺障害防止対策事業丸山雨水ポンプ場新設工事（ポンプ設備その3）について、記載の相手方と記載の金額により工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長及び下水道部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

それでは、2ページをごらんいただきたいと思ひます。

入札執行調書で説明させていただきます。

入札の件名でございますけれども、ただいま市長が申しあげましたように、平成 19 年度多賀城駐屯地周辺障害防止対策事業丸山雨水ポンプ場新設工事（ポンプ設備その 3）であります。

工事の概要につきましては、この後、下水道部長から説明申し上げますけれども、丸山雨水ポンプ場に口径 1,500 ミリの 3 号ポンプ 1 基を設置するものでございます。

施行場所でございますが、多賀城市丸山二丁目、鶴ヶ谷三丁目地内にあります。

ここで、資料には記載されていませんけれども、入札までの経過について若干説明させていただきます。

7 月 24 日、多賀城市工事請負業者選定委員会において、制限付き一般競争入札にて行うことを決定しました。その告示を 7 月 31 日に行いました。これにより、入札参加申請の提出期限を 8 月 24 日までといたしましたものでございます。

その結果、記載のとおり、株式会社日立プラントテクノロジー東北支社と株式会社荏原由倉ハイドロテックの 2 社から入札参加申請が提出されました。入札参加資格の審査を行い承認をした、この 2 社で 9 月 14 日に入札を執行したものであります。

入札の結果でございますが、予定価格 3 億 1,196 万 3,000 円に対しまして、株式会社日立プラントテクノロジー東北支社が 2 億 1,400 万円で落札いたしました。予定価格から見て、落札率は 68.6%でございます。その額に消費税等相当額の 1,070 万円を加えた 2 億 2,470 万円が契約額となるものでございます。

なお、9 月 21 日に仮契約を締結しております。本日、本議会で議決されまると、本日付で本契約となるものでございます。私からの説明は以上でございます。

次に、工事概要等につきまして、下水道部長から御説明申し上げます。

○議長（阿部五一）

下水道部長。

○下水道部長（鈴木建治）

それでは、次の 3 ページをお開き願います。

工事概要書に基づき説明申し上げます。この工事は、現在建設中の丸山雨水ポンプ場に流入する雨水を砂押川に放流するために揚水ポンプを整備するもので、計画している 3 台のうち最後の 3 台目を設置するものでございます。

まず、工事名は、平成 19 年度多賀城駐屯地周辺障害防止対策事業丸山雨水ポンプ場新設工事（ポンプ設備その 3）でございます。

工事場所は、丸山二丁目及び鶴ヶ谷三丁目地内の丸山雨水ポンプ場でございます。

工期は、契約締結の翌日から平成 21 年 5 月 31 日までを予定しております。

次に工事の概要でございますが、1)の主ポンプは、型式が縦軸軸流ポンプ、口径 1,500 ミリ、吐き出し量が毎秒 4.37 トン 1 台を設置いたします。

次に、2)原動機は、1)の主ポンプを駆動させるための燃料を灯油とする内燃機関で、型式が縦軸ガスタービン、出力は 260 キロワット 350 馬力のものを 1 台設置いたします。

なお、これらの設備は、平成 18 年度に稼働した 1 号ポンプ、現在施工中の 2 号ポンプと同様の仕様となっております。以上が工事概要でございます。次に、図面で御説明申し上げます。

まず、4 ページの一般平面図をごらん願います。

これは、丸山雨水ポンプ場を平面的にあらわしたもので、図面上、すなわち北側が多賀城駐屯地、図面の左、つまり西側が東北学院大グラウンド、下、南側が砂押川でございます。ポンプ場建物の北側から丸山幹線と大代幹線から雨水が流入し自動除じん機を経て、今回の案件であります口径 1,500 ミリのポンプでくみ上げられ、南側の砂押川に放流されます。

なお、今回の案件である 3 号ポンプは、図面真ん中の 3 台あるポンプの一番右に位置しまして、このポンプを据えますと丸山雨水ポンプ場は総排水量が毎秒 13.087 トンとなり、ポンプ場の施設としては整備完了となります。

それでは、5 ページをお開き願います。

この横断面図は、ポンプ設備と高さ関係を模式化したもので、雨水の流れが右側から左へとなっております。雨水幹線から流入ゲート、自動除じん機を経て一段低くなったポンプ井に集められ、今回の案件であります主ポンプでくみ上げられ、排出槽を経由して左側の砂押川に放流されることとなります。

なお、ポンプの稼働しない通常時は、流入ゲートは閉められ、雨水幹線からバイパス水路を経由して砂押川に自然流下しております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

この丸山雨水ポンプ場の取り組みについては、かつて昭和 61 年 8 月 5 日のあの大水害に見舞われて、その後の 9 月議会におきまして、当時 9 月 26 日だったと記憶していますが、私は水害対策について 30 数項目にわたる提案をしました。そのうちのひとつとして丸山排水区における新たな国の事業認可を得て雨水対策に取り組むようにということを申し述べてきた経過があります。

その後、各位の特段の御尽力をいただきながら、平成 9 年度に全体計画が策定されまして以後、今日まで取り組まれてきて、今の部長の説明にもありましたけれども、計画されていたポンプ 3 台が設置される。その排水能力は 13.087 トンということでありました。

そこで、2 点ほど伺いますが、この計画水量については 15.557 トンで、そのうち先ほど 3 台のポンプによる排出の 13.087 トンが、いわゆる河川放流量ということで理解してよろしいかどうか。あわせて、15.557 トンのうちの 2.47 トンが調整池として取り扱われるという全体の計画水量になっていると認識しますが、それでよろしいかどうかは 1 点です。

それから二つ目には、いわゆる幹線管渠のこれからの取り組みの計画であります。さらに一部計画から……、さらにこれから取り組まれる雨水排水の……、丸山雨水幹線等の工事があるものと思っております。それらの関係についても今後の計画について御説明願います。



○議長（阿部五一）

下水道部長。

○下水道部長（鈴木建治）

1 番目の御質問については、そのとおりでございます。

それで、2 番目の雨水幹線につきましては御存じのとおり、鶴ヶ谷雨水幹線については完了しております。丸山雨水幹線については、今後引き続き工事を進めていくということになります。

なお、本年度においては、大代雨水幹線について実施と、こういう予定を現在進めているところでございます。

○議長（阿部五一）

吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

そうすると、いわゆる幹線管渠については既にもう、今おっしゃったとおり鶴ヶ谷雨水幹線については工事が完了していて、今年度とり行われる大代雨水幹線についてはこれで完了する見込みであって、後ほど計画される幹線管渠の事業については丸山雨水幹線のみ段階にある。この丸山雨水幹線の工事というものは、おおよその場所と言えば自衛隊の中の中心部分に当たるわけですが、そのような理解でよろしいかどうかについて伺います。

○議長（阿部五一）

下水道部長。

○下水道部長（鈴木建治）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

幹線の件は、今お聞きしようと思ったら吉田議員の方に答弁がありましたので省略しますが、今回の入札されたポンプでございますが、1号、2号、3号です。それぞれ機能が同じ機能ですので、今までのポンプの入札の価格と今回の価格はどういうふうな状況になっているのか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

1号ポンプの落札価格でございますが、3億200万円でございます。（「2号は」の声あり）2号ポンプは2億3,800万円でございます。3号ポンプが2億1,400万円でございます。ただ、同じといえますけれども、1号、2号、3号すべて設計額は違ってございます。全部同じ設計額ではないということで御了承いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

設計額が違っているということになりますと、5 ページの横断図からいって、同じようなものではないかなというふうに見ているんですが、今回のものと 1 号、2 号が違う仕様書になっている点はどこなのかな、特徴的にどういうものなのかなお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

下水道部長。

○下水道部長（鈴木建治）

1 号機との仕様の若干の違いということになりますけれども、1 号機には排出弁等がついているとか、それからフラップ弁、それらがついているとか、この仕様を見ますと、燃料タンク等の設備の若干の、1 機目ではそれらのものが今回のよりもついていると、こういう内容になっております。

○議長（阿部五一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私が聞きたいのは、それぞれ時節の価格はあるとは思いますが、今回 68.6%ということですが、それぞれの設計価格と予定価格があるとは思いますが、であれば 1 号から 2 号、3 号と、入札の関係はどうなっているんですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

1 号から、予定価格と落札価格でよろしいですね。（「はい」の声あり）

1 号ポンプが、これ 16 年の 10 月 21 日に入札してございます。予定価格で 4 億 1,313 万 4,000 円でございます。（「何%、パーセントだけでいいです」の声あり）落札価格が 73.10 ですね。2 号ポンプでよろしいですか。（「はい」の声あり）2 号ポンプが、予定価格が 2 億 9,546 万 7,000 円でございます。落札価格が 80.55 でございます。今回 3 号は、先ほど申し上げたとおりです。

○議長（阿部五一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

1 号、2 号、3 号、これは条件付き一般競争入札ということで、2 社の争いということになっていますけれども、1 号から 2 号と同じような条件でいったと思えますけれども、業者の推移はどうなっておりますか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

1号ポンプにつきましては7社でございました。2号ポンプが3社でございます。今回3号ポンプにつきましては2社ということになります。

○議長（阿部五一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

いや、多分そういうことはないと思います、適正価格でやっていると思いますけれども、1号のときは7社で73%、2号のときは大体予定価格で言いますけれども80、今回は68、これは2社で68と。これになった要因は、やはり天下の景気の動向、業界の動向で、いわばこういうふうな入札価格が低迷というか下がってきているというふうな受けとめておいていいのか。

それと、性能的には絶対に問題はないという、多分そういう認識で受けていると思いますけれども、それについて確認をしておきたいと思います。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

おっしゃるとおり、今回随分、落札価格が下がりました。

私どもの見立てといたしましては、今、国や地方も公共事業を抑制しているということが起因しているのかなと。そういうことによりまして、各業者とも受注意欲が非常に高く競争合っこの価格になったのかなというような見方をしております

○議長（阿部五一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ただ、第2号が80だということで若干気になるんですけども、少なくとも2社ぐらいであれば……、2社ではまずいんでしょうけれども、もっと業者が入札に参加するような仕組みの中で競争入札をしなければ、競争の原則が余り出てこないのではないかと。特にこの種、ポンプはもうないと思いますけれども、結果では継続事業的な扱いで、一番最初にとった業界がある程度、主流を占めていくような状況が見受けられるというのが今日の社会情勢です。

そういう意味では、第2号ポンプが80%ということはちょっと高い落札ではなかったのかという反省はするわけですけども、今後公共事業の発注に向けてはできるだけ競争の原則を高めていながら入札をしていくということが、市民に向けても開かれた公共事業のあり方ではないかというふうに思いますので、その辺は特に配慮してやっていただきたい。特に、1・2・3号の経過を見て、そういう問題点がありますので、ひとつ参考にしながら今後進めてもらいたいということを御意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

大代雨水幹線に関して、ちょっと関連質問させていただきます。

先ほど、3 台フル稼働した場合に毎秒 13.087 トンとお聞きしましたけれども、大代方面の排水量はどのくらいなんですか。

それからもう一つ、大代方面の雨水幹線の整備完了はいつごろになるんでしょうか。

○議長（阿部五一）

下水道部長。

○下水道部長（鈴木建治）

いわゆる丸山ポンプ場の排水区域ということですか。（「はい」の声あり）

今、手元の資料については、大代だけということではないんですが、丸山雨水ポンプ場の、いわゆる排水区域の面積と、こういうことなんですが、176.3ヘクタールが丸山ポンプ場、大代、鶴ヶ谷含めての面積になっているということです。

完了はいつかということでございますけれども、大代雨水幹線については本年度でできれば引き続き残りの分も進めていきたいというような予定では今考えております。

○議長（阿部五一）

中村議員。

○12 番（中村善吉議員）

これはあくまでも、排水量というものは面積で考えていらっしゃるわけですか。

それから、大代地区、実際あそこにポンプができたとき、うちの方は大丈夫なんですかと時々聞かれるんで、あそこに丸山ポンプ場ができたときには大代地区は大体毎秒何トンぐらい排水できるからという、聞かれたとき答弁できるような資料をいただきたいなと思いました。

○議長（阿部五一）

下水道部長。

○下水道部長（鈴木建治）

資料については、後ほど準備したいと思います。

大丈夫なのかということなんですが、大代雨水幹線についてはそれらも含めて進めているということですが、ただ幹線だけで雨水排水ができるというものでないので、幹線を含めて、それらに接する枝ということですか、それらも面的に整備していかなくてはならないことだと思っておりますが、一応大本の幹線については大丈夫という前提で進めております。

○議長（阿部五一）

16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

先ほど、竹谷議員からも質問がございましたけれども、予定価格が3億1,000万円で、入札価格が2億1,400万円と。約3分の1が減額していると、こういう状況ですね。

工事の予定価格が3億1,000万円で1億円以上も減額して入札をして、その工事は大丈夫ですと部長さんおっしゃっていますね。要するに、この施設は、今も使って、今の市民の皆さんの財産であると同時に、将来の市民の財産でもあるんです。もちろん、市の入札、仕事は安いにこしたことはございません。しかし、そこにはきちっとした工事の担保と、それからその工事をする会社も、例えばいろいろ話を聞くことがありますけれども、仙台の東西線を受注した業者の下請が大変だというような、そういう話もちろちら聞いて、この工事には下請業者がかかわるのかかわらないのか、私はわかりません。ただ、経済対策をやるのかそういうふうに行っているこの時期に、果たして手放しで喜んでいいのだろうかという率直な、素朴な疑問を私は抱くんですけれども、まずその辺はどうでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

喜んでいるかどうかというのは、ちょっと……、別に喜んでいるというわけではなくて、入札する段階では最低制限価格というものがあります。これ以下であれば失格ですよという基準を設けてやってございます。

それは予定価格の3分の2ということで今回設定をさせていただきました、それ66.66とになりますけれども、それより上回ったものですから、これは落札ということにさせていただきました。これより下回るということは、今、議員さんがおっしゃるように、粗雑な工事になったり、あるいは下請を締めつけてしまったりというおそれもあるということで、最低制限価格を設けさせていただいております。それを今回はクリアしたということで、あとは工事に対して市の監督員がきちっと監督していくのが大事なかなと思ってございます。

○議長（阿部五一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

そうすると、部長さんは68.6%で、この入札した、最低価格が66.何%ですね。この2%、この微妙なこの差で工事大丈夫だし、もし下請業者がここにかかわる場合でもそういうものは大丈夫だと、こういう認識ですね。わかりました。

県と、それから仙台市が予定価格を公表しているんじゃないかと思うんですけれども、その辺、予定価格の公表に関しては他の10市の状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

予定価格の公表というものは、事前にという意味ですか事後という意味ですか。

○議長（阿部五一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

仙台市と、今県がやっているのは事前じゃないですか、違いますか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

事前の公表につきましては、大変申しわけございません。ただいま資料を持っていませんので、今ここでお答えできません、済みません。（「了解」の声あり）

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 意見書案第5号 後期高齢者が安心できる医療保険制度を求める意見書の提出  
について

○議長（阿部五一）

日程第4、意見書案第5号 後期高齢者が安心できる医療保険制度を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の佐藤恵子議員から提案理由の説明を求めます。佐藤議員。

○11番（佐藤恵子議員）

それでは、提案いたします。

後期高齢者医療制度については、きのう私が一般質問をさせていただきました。そこでも紹介いたしましたけれども、来年4月からスタートする後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者一人ひとりが死ぬまで平均月6,200円の保険料を課せられます。そして、その家族と現役世代にも新たな負担を押しつける、世界でも例のない異常な制度と言われております。保険証で見てもらえる医療機関をかかりつけ医だけに限定することや、診療報酬を現役世代とは別建てにすること、こういうことが検討されております。高齢者に差別医療を持ち込むことになることも危惧されてございます。

また、保険医療が生存に不可欠な、老人はこれまで資格証の対象外とされてきましたけれども、後期高齢者医療ではここが改変されることとなります。保険証の取り上げは、文字どおり高齢者の命取りになる、こういう制度でございます。

さらに、後期高齢者医療制度については、日本医師会を初めとする医療関係団体がことごとく懸念を表明してございます。今月12日には、埼玉・千葉・神奈川・東京広域連合の連合長名で厚労省に国庫負担をふやすことなど要望がございました。また、きのうも紹介いたしましたけれども、名取市や白石市、柴田町では、この制度の抜本的改善を求めて請願が採択されてございます。

本議会でもどうぞ議員の皆さんに意見書の採択をいただきたく思いまして、提案にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。8番森議員。

○8番（森 長一郎議員）

意見書案第 5 号 後期高齢者が安心できる医療保険制度を求める意見書の提出について、反対の立場から討論をさせていただきます。

高度医療や各種検診の充実等の余病政策が進みまして高齢者医療費が増大、世界に誇る国民皆保険制度を維持することを目的とし、負担の公平を考え、来年 4 月から始まる 75 歳以上が対象となる後期高齢者医療制度については、8 月 6 日、厚生労働省より全国担当者会議において低所得者に対する 3 段階の負担軽減措置の導入や年間 50 万円を上限とすることなどを示したわけであります。

保険料は、所得に応じた所得割と負担能力とは関係なく 1 人当たりで負担する均等割で構成され、個人単位で課せられ、原則として年金が 18 万円以上の人は年金からの天引きとなるのであります。

負担軽減措置は、世帯主と世帯の被保険者の所得との合計に応じ、総所得が 33 万円以下は 7 割を減額、また世帯主を除く被保険者数に 24 万 5,000 円を乗じ、33 万円を加えた額以上は 2 割をそれぞれ減額するとしているのであります。

激変緩和措置としても、サラリーマンらが加入する被用者保険の被扶養者だった人は、制度加入時から 2 年間は均等割だけが課せられ、さらに 5 割が軽減されるものであります。既に、現在この制度案に対してのパブリックコメントを各種手段・媒体を介して意見を求めているものであり、高齢者の意見反映についても運営検討委員会設置を推進しているところでもあります。

さらに、高齢者の負担についても、現福田政権、9 月 25 日、新聞各紙の報道では与党政権協議合意の骨子において、高齢者医療費 70 歳から 74 歳の医療費自己負担増の凍結、75 歳以上の新医療制度の保険料負担の凍結、早急に結論を得て措置するとあり、負担増凍結に向け与党が検討に入っており、現在この意見書の提出については反対するものであります。以上でございます。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

本意見書案を採択するように、賛成の討論をしたいと思えます。

ただいま、反対の討論者から 8 月 6 日に厚生労働省から通達があつて、3 段階の負担軽減もあり、上限 50 万円にするというようなことがあつたんだというお話でしたが、これがもしやられたとしても、この高齢者医療制度については大変な負担になります。例えば、所得が全くゼロだった場合どうなるか。例えばこれまでは社会保険の家族に入っていた場合に、保険料はもちろんゼロだったわけですが、強制的にすべて 75 歳以上の方は後期高齢者医療になりまして、所得がゼロだとしても 7 割軽減がやられたとしても、月々 900 円払わなければいけない。年額 1 万 800 円を納めなければいけないという、とんでもない大変な保険料になります。

そういう点で、まず厚生労働省の通達どおりやられたとしても非常に大変な問題があるんだということが 1 点です。

それから、9 月 25 日に与党政権協議があつて一定の見直しもあるんだというんですが、もし見直す必要があるんだという点で与党も野党も一致するのであれば、これはその見直しを確実なものにするために出すというのが、地方政治家の私はとるべき態度ではないかと



思うんです。人間もともと、物の考え方もいろいろ違ってはいるんですけども、一致点では一緒にやるというところに人間の知恵があるわけでありまして、これはぜひ与党の皆さん方も賛成をさせていただいて、住民のプラスになるようにやっていただきたいということをお願いしまして、本意見書案に対する賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第5号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（阿部五一）

挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

---

日程第5 意見書案第6号 国の乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第5、意見書案第6号 国の乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の佐藤恵子議員から提案理由の説明を求めます。佐藤議員。

○11番（佐藤恵子議員）

国の乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について提案いたします。

このことでは、何回も議会で提案されております。子育て中の親から最も多い要求でもあり、懸案の事項でもあると思います。

最近、この制度の実現を子育て支援の角度からだけではなくて、若い人に選んで住んでいただく多賀城をつくることは財政的にも貢献するという立場からも要求されている、こういうものでございます。

さらに、ことしの私の第2回定例会一般質問では市長が、市独自の財政的に実現はちょっと難しいけれども、将来的な課題ということで国に、あるいは県に働きかけるということを一生懸命やってまいりたいと答弁してございます。議会としては、市長のこの姿勢に応援することが必要ではないのかと私は思います。

皆さんの御賛同を願うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

意見書案第 6 号 国の乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出に対して、反対の討論をいたします。

今、国は、700兆円を超える世界でもトップクラスの借金を抱える中、少子高齢化社会、人口減少社会を迎えており、さまざまな制度改革、政策転換が迫られる大きな転換期に入っております。特に、現在の社会保障制度の改革は喫緊の重要課題であります。これらの改革は、国民生活と密着していることから、国民的な議論と合意が必要な大切な課題であると考えます。

そのような中、国も乳幼児医療費改革には力を入れております。このたびの制度改革により、来年4月から6歳までの医療費負担が現行3割負担から2割負担に軽減されることになっていくところであります。その財源も多額を要し、現時点ではこれ以上の財源確保は難しいものと考えます。よって、この意見書には総論的には賛成であります。財源確保という観点から考えますと、性急に意見書どおりにはできないものと考えます。

以上のことから、反対の討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

この意見書は、宮城県保険医協会というところから陳情が生まれて、それを受けて出した意見書案でございます。

御存じのとおり、ことし10月から仙台市、富谷町では、小学校入学前の乳幼児医療費無料制度を実施することになりました。私ども以外からも、これをやらないと若い人が仙台へ行くんだ、だからぜひやるべきだと、ことしの予算委員会でのそういう質疑もございましたけれども、これが極めて重要な施策になっているということについては、もう全議員認識は一致しているのではないかとこのように思います。

加えて、先ほど佐藤恵子議員からも紹介がありましたが、これは菊地市長を応援する意見書でもあるということでございます。ことし6月の佐藤恵子議員の再質問に対しまして、菊地市長は次のように答えています。

これ、1歳上げるごとに約2,000万円くらいですか、単独費でかかるわけでございまして、その辺のことを考えますとなかなかできないのが現状だということでございまして、宮城県の市長会、あるいは東北の市長会等々でもやはり国の制度をもっともっとやってくれということで、相当要望しております。ですから、今の多賀城市の財政状況ではちょっと難しいところがございますので、これは将来的な課題ということで、この間に国あるいは県に働きかけていくということを一生涯懸命やってみようというふうに思っております。

このように述べております。

私どもは野党ではあるんですが、この菊地市長の立場を一生涯懸命応援しなければいけないと、そういうふうに思いましてこの意見書を出したわけですし、この点で与党の皆さん方にも御理解をいただけるものと確信をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

この意見書に賛成の立場で一言申し上げておきたいと思っております。

先ほど、反対の討論の中で、国の施策で今度は1歳上げていくから財政が云々という問題がありました。これは、国挙げて少子化対策をしていかなければいけないのが今日の日本が置かれている現状だと思います。とあるならば、そういう原点に立つとするならば、少子化対策の政府の政策の一環としてもこれに力を入れていき、若者に子育てを支援していく施策を推進していくことが、私は今、国に課せられた大きな課題ではないかというふうに思います。これが逆に、逆ピラミッドになっていきますと、日本の将来が危ぶまれてまいります。私は、少なくとも均衡ある日本の発展を考えるとすれば、国の施策によってこういう少子化対策、特に乳幼児問題等については、国の施策によって行っていくことが大事ではないかというふうに思っております。

それともう一つ、さきの福田内閣の誕生に際しまして、公明党とのいろいろな考え方の中でありましたけれども、この中においても母子家庭の問題、いわば児童扶養手当の一部削減の見直しについても早急に検討しようではないかという政府と公明、いわば連立内閣の相手の党の公明党さんともこの話になっている。そういうのであれば、私は今我々地方の財政でやっていけない状況にあるわけですので、今日の多賀城の状況も踏まえて、議員全員で政府にこの意見書を提出することが、私たち市民の若者の定着を図るためにも重要なものであり、また政府の施策を動かすためにも重要な意見書であろうというふうに思いますので、皆さん方の賛意を心からお願いをしながら、賛成討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第 6 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長 (阿部五一)

挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

---

日程第 6 意見書案第 7 号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について

○議長 (阿部五一)

日程第 6、意見書案第 7 号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の小嶋廣司議員から提案理由の説明を求めます。小嶋議員。

○20 番 (小嶋廣司議員)

意見書案第 7 号でございます。道路整備財源の確保に関する意見書の提出について。地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、金融・行政改革担当大臣に対し、別紙のとおり意見書を提出するということでございます。

この件につきましては、9 月 21 日の議会運営委員会において審議いたしました結果、意見が一致しましたので、委員連名の上提出いたすものであります。皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

なお、内容につきましては、本紙の裏面に詳しく記述しておりますので、どうか御一読くださいまして御賛同のほどをお願いいたします。以上であります。

○議長 (阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長 (阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は 3 時 20 分であります。

午後 3 時 11 分 休憩

---

午後 3 時 22 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

次の議案に入る前に、議長のお許しをいただきまして一言だけ、議事運営に関する件になりますので発言をさせていただきます。

先ほど、日程第 4、意見書第 5 号 後期高齢者が安心できる医療保険制度を求める意見書の提出についてが議題になりました。この中で、反対討論として森 長一郎議員からの反対討論がありました。少なくとも、この請願は、森 長一郎議員が議会代表で議会議員として参画している議会であります。後期高齢者医療の関係の議会に、宮城県に我々は派遣しているわけであります。その方が反対討論をされたということは、少なくとも議会議員として出ていくためには、我々議会の総意を見詰めながらこの議会に参画する義務があるのではないかと私は思いました。

そういう関係で、議会として選出をしている関係から、今回の森 長一郎議員の反対討論の発言について、私は疑問があるというぐあいに思いました。そういう意味で、大変恐縮でございますけれども、議会運営委員会を開催していただいてこの取り扱いについて協議をしていただきたいというふうに思います。

以上、私からの提案でございます。

○議長（阿部五一）

この案件につきまして、当事者である 8 番森 長一郎議員、何かありますか。森議員。

○8 番（森 長一郎議員）

実は、こちらの反対討論、広域連合議会の方に出させていただいております。議会の方でも議論が進んでおりまして、経過等を一番よく知っている、わかると自負しております。

議会の中でもかかんがくがくでありまして、その議論はなされているわけでありまして。その代表議員として出ております、その意見もまたまちまちであります。そういうことで、まずどの意見を集約するのか、それがパブリックコメントと私は理解するものであります。ということで、まず多賀城市議会としての総論はこの結果を受けるものと私、判断しております。以上です。

○議長（阿部五一）

竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、議会運営委員会で一応議論していただいて、その発言を可とするのであれば可で結構です、否とするなら否とする内容で、はっきりとこの場で報告をすることが大事ではないかと思えます。

というのは、この意見書は宮城県後期高齢者医療広域連合長あての意見書であります。その議員が、例え議会でそういう議論したにしても、多賀城の議会で議論のときに反対討論という立場がおかしいんじゃないか。議会の議員として、こういう経過があるという説明であるならわかりますけれども、この意見書に対する反対討論という立場で発言されたのはいかなものかということでありまして、私が申し上げているのは、ですから、議会運営委員会でその辺の取り扱いを協議していただきたいというのが、私の提案であります。

○議長（阿部五一）

この竹谷議員の提案につきましては、いずれ議運を開きまして審議をしたいと思えます。それでいいですか。（「議事進行」の声あり）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

広域連合議会に行って議員の方がどういう対応をするのかということは、最終的には選出された議員の方が最終的に自分の責任で態度表明しなければいけない問題だと私は思うんです。だけれども、多賀城市議会から 1 人しか出ないということになると、いろいろな意見をできるだけ集約した形で、私は広域連合の議会に行くのが筋だろうと。そういう点で、広域連合議会議員に選ばれている方がみずからその問題にかかわって、多賀城の議会で反対討論をやるとするのは、私もいかなものかというふうに思うんですよ。

結局、この問題は今後の前例になりますので、やはり整理が必要だと、できるだけ早い時期に私は整理が必要だと思います。そういう点で、できるだけ早いうちに議運を開いていただいて、きちんとした整理をやらないといけないと。いつまでもうやむやにしている問題ではないのではないかとこのように思いますので、議長の取り計らいよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部五一）

8 番森議員。

○8 番（森 長一郎議員）

そうしますと、一般事務組合にかかわる事項についての質問、意見等を述べることは、いかなる判断というふうになるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、議運を開いて整理をしていただきたいという提案をしているんです。それがいいとか悪いとか、それは議運でひとつ整理をしてくださいと。議会の選出議員の反対討論なりの問題については整理してくださいということをお願いしているんです。

ですから、ここで論争してもらちが明かないと思いますので、暫時休憩をして議会運営委員会で結論を出した方がよろしいんじゃないかということで提案させていただいているわけであります。

○議長（阿部五一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

反対討論者が広域連合の議員さんであるということで、その反対討論は好ましくないという御意見でございますけれども、基本的に地方自治法上、抵触する何物もありません。いわゆる広域連合の議員であるからいかなるものかと、あるいは好ましいか好ましくないかと、私はそういう議論だと思います。

そういう意味では、今、この本会議を途中で暫時休憩をして議運を開く、そういうたぐいのものではなくて、今後の多賀城市議会ではどうあるべきかということ、次の議運で皆さんと議論していけばいい問題ではないかと、このように思います。

○議長（阿部五一）

先ほど、竹谷議員に私が申し上げましたように、議運を開催をして審議をします。ただし、今すぐではなく、いずれ日時はお知らせをしたい、このように思います。それでいいですか。（「はい」の声あり）そのようにお願いをします。

---

## 日程第 7 請願・陳情

○議長（阿部五一）

日程第 7、請願・陳情に入ります。

請願第 1 号 乳幼児医療費無料制度の拡充を求める請願書を議題といたします。

本請願については、文教厚生常任委員長の報告を求めます。8 番森 長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

文教厚生常任委員会伊藤功一郎委員長が欠席でございますので、かわりに私、副委員長の森が報告をさせていただきます。

請願審査報告について。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、多賀城市議会会議規則第 78 条の規定により報告いたします。

審査事件。乳幼児医療費無料制度の拡充を求める請願書。

2、審査の経過。平成 19 年第 2 回定例会において本委員会に付託を受けた上記事件について、平成 19 年 9 月 10 日に委員会を開き、審査いたしました。

3、請願の趣旨。現在、少子化の原因のトップとして、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという声があがっている。安心して子育てができる環境をつくるため、多賀城市の乳幼児医療費無料制度の対象を就学前のすべての子供たちに拡充し、所得制限を撤廃していただきたい。

4、審査の結果。今回の請願については、「財政負担は伴うが、子育てしやすい環境を整備し、若い世代の定住を図るべき」との請願趣旨については全委員が賛同するところであるが、乳幼児・未就学児の医療費に限った支援よりも子育て全般の支援に力を入れるべきである。また、平成 24 年までの厳しい財政状況を勘案すると、限られた財源で優先順位の高い施策から実施すべきである等の意見が多数であり、本請願は不採択とすべきものと決しました。

以上をもって報告を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、まず本請願に対する賛成討論の発言を許します。佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

それでは、賛成の討論をさせていただきます。

この問題に関しては、本当にたくさん議論が重ねられてきました。少子化対策あるいは子育て支援についても、議会の中では必要な施策であるという認識は議員の皆さん、随分一致しているのではないかと思います。

否決した理由の中に、優先順位を決めてというような文言がありましたけれども、すくっぴープランを作成するときに、子育て中のお母さん方からアンケートをいただいた中でも、乳幼児医療費についての支援は最優先でやってほしいという項目が圧倒的でした。そういう意味では、優先順位から考えてもここを充実していくことが大事なことはないと思います。



そういう中で、何を理由にして反対をなされているかということでもあります。その中では、所得制限をつけなかったり、あるいは就学前までというところを1歳だけかさ上げするとか、段階的に実現をしていって多賀城の議会の子育て支援の姿勢を市民の皆さんにお見せするということが大事なことはないかというふうに私は考えます。

国に請願を上げていく、そのことがうんと大事なことだというふうに思いますので、賛成の討論をいたしました。

○議長（阿部五一）

次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。6番金野次男議員。

○6番（金野次男議員）

乳幼児医療費無料制度の拡充を求める請願書に対し、委員長報告に賛成し、原案に反対する討論です。

ただいま副委員長より報告がありました乳幼児医療費無料制度の拡充を求める請願書について、委員長報告に賛成し、原案に反対の討論を行います。

本請願の趣旨は、本市独自の財源で就学前まで通院医療費を無料にするという所得制限を撤廃して制度の拡充を図る内容となっております。現在、通院の助成については、宮城県では2歳児までとなっておりますが、多賀城市独自で3歳児についても無料としており、その財源は、年間約2,000万円かかっております。さて、国においても乳幼児医療費の窓口負担を2歳児まで3割から2割負担として子育て支援を行ってきましたが、来年4月から未就学児童まで2割負担と拡大されることになりました。

これに伴い、本市の負担も来年から約750万円が軽減されることになっておりますが、仮に請願の趣旨にあるとおり、未就学児童まで通院を無料にした場合、新たな財源が約3,500万円かかります。また、所得制限を撤廃すると、合わせて5,000万円以上の財源が必要です。本市の財政状況については皆様御案内のとおりであり、このような状況の中で5,000万円以上の財源を乳幼児医療費だけに充てるとなれば、何か別な福祉予算等を削らなければ到底この財源は生まれてこないものであります。また、本市には優先度の高い課題が山積みしており、これらの課題も一つ一つ乗り越えていかなければなりません。したがって、一つの事業だけを拡充するのではなく、限られた財源を効率かつ効果的に活用しなければならぬと思います。

以上の理由から、本請願の委員長報告に賛成し、原案に反対の討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（「挙手少数」）

○議長（阿部五一）

挙手少数であります。

よって、請願第 1 号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第 2 号 医師・看護師を確保するための請願書を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員である藤原益栄議員から内容の説明を求めます。藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

本請願は、医療の充実を求め、そして医師・看護師を確保するための請願書でございます。

それで、意見書案の見本が添付をされておりますが、実は 1 項目から 6 項目までは、これは県議会で全会一致で政府に出した意見書の中身となっております。それに、いわゆる請願者がつけ加えたのが 7 項目めの医師・看護師の増員を図って、安全で行き届いた医療・看護・介護の保障を実現するというのがつけ加えられておりますが、その点についても議員の皆さん、多分一致していただけるのではないかとこのように思いますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部五一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。請願第 2 号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、請願第 2 号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

陳情第 1 号 後期高齢者が安心できる医療保険制度にするための請願書、陳情第 2 号 子供への有害情報についてのお願い、陳情第 3 号 国の乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書についての陳情、陳情第 4 号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書採択のお願い、以上 4 件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略をいたします。

以上で、陳情の報告といたします。

---

日程第 8 議員派遣について

○議長（阿部五一）

日程第 8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 100 条の規定により、お手元に配付のとおり、各議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任を願います。

---

○議長（阿部五一）

この際、各組合等議会の報告を求めます。

まず、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。10 番藤原益栄議員。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 7 月 4 日、平成 19 年第 2 回議会定例会が宮城東部衛生処理組合会議室において開催をされ、正副議長の選挙が行われました。

議長には、私、藤原益栄が、副議長には、七ヶ浜町の佐藤梶信議員が選出をされました。

会議に付された案件は、専決処分の承認 4 件であります。

承認第 3 号及び第 4 号は、宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更であります。これは同組合から公立深谷病院企業団並びに河南地区衛生処理組合の脱退による規約の変更を行うものであります。

承認第 5 号及び第 6 号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を共同で設置する構成団体から河南地区衛生処理組合が脱退したことに伴い、規約の変更を専決処分したので議会の承認を求めるものであり、審議の結果、原案のとおりすべて承認いたしました。

以上をもちまして宮城東部衛生処理組合議会報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。17 番尾口好昭議員。

（17 番 尾口好昭議員登壇）

○17 番（尾口好昭議員）

塩釜地区消防事務組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る7月5日、平成19年第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会が塩釜地区消防事務組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、専決処分の承認4件であります。

承認第3号及び承認第4号は、宮城県市町村職員退職手当組合から公立深谷病院企業団及び河南地区衛生処理組合が脱退することに伴う規約の変更にかかわる専決処分の承認を求めることについてであります。審議の結果、原案のとおり承認いたしました。

承認第5号及び承認第6号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会から河南地区衛生処理組合が脱退することに伴う規約の変更にかかわる専決処分の承認を求めることについてであります。審議の結果、原案のとおり承認いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。18番昌浦泰己議員。

（18番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

塩釜地区環境組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る7月5日、平成19年第2回議会定例会が塩釜地区環境組合会議室において開催され、正副議長の選挙が行われました。

議長については、塩竈市選出、香取嗣雄議員が、副議長は、私、昌浦泰己が、それぞれ選出されました。

会議に付された案件は、承認4件、監査委員選任1件であります。

承認第3号及び承認第4号は、宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、平成19年3月31日で公立深谷病院企業団及び同じく6月30日で河南地区衛生処理組合が脱退することに伴う同組合規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議を必要とするものですが、議会を招集するいとまがないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認を求めるとのことであり、審議の結果、原案のとおり承認しました。

承認第5号及び承認第6号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会の共同設置規約の変更についてでございますが、これは平成19年6月30日で河南地区衛生処理組合が同認定委員会を脱退することに伴う、それぞれの共同設置規約の変更について専決処分したので、その承認を求めるとのことであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第8号は、監査委員の選任につき同意を求めるとのことでありますが、これは識見者から選任されておりました監査委員菊池健一氏が本年6月30日付で退任したことに伴い、その後任として、多賀城市代表監査委員高橋弘氏を選任すること。また、組合議員から選任されておりました監査委員相楽美代子氏の任期満了に伴い、その後任として、利府町選出議員

高橋勝弘氏を選任することについて、地方自治法及び当組規約に基づき、議会の同意を求めらるるものであり、審議の結果、原案のとおり同意いたしました。

以上をもちまして塩釜地区環境組合の報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。8番森 長一郎議員。

（8番 森 長一郎議員登壇）

○8番（森 長一郎議員）

それでは、報告いたします。

平成19年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が平成19年7月27日に宮城県自治会館で開会されました。

議会開催に先立ち、正副議長の選挙が実施され、議長に仙台市議員の大泉鉄之助氏、並びに副議長に美里町議員の近藤義次氏が選任されました。

議会に付された案件につきましては、専決処分の承認12件、条例9件、人事案件2件、予算1件の、計24件であります。

承認第1号、第2号は、宮城県後期高齢者医療広域連合公告式条例外15件の条例ですが、これは宮城県後期高齢者医療広域連合が特別地方公共団体として運営するための関係条例及び当該広域連合職員の勤務等に関する条例を定めたものです。

承認第3号は、平成18年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算について、歳入歳出の総額を1万8,000円と定めたものであります。

承認第4号は、平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算について、歳入歳出のそれぞれの総額を1億485万6,000円と定めたものです。

承認第5号は、公平委員会の事務の委託についてですが、これは公平委員会の事務を宮城県に委託することについて、同県と協議するものであります。

承認第6号、第7号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会の共同設置についてであります。これは当該委員会及び審査会を共同設置することについて、蔵王町ほか53地方公共団体と協議するものであります。

承認第8号、第9号、第10号、第11号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更、並びに宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。これは共同設置をしていた地方公共団体が脱退することに伴う規約の変更であります。

承認第12号は、指定金融機関の指定でありまして、株式会社七十七銀行が指定されました。

以上 12 件の案件を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるもので、審議の結果、原案どおり承認いたしました。

次に、第 13 号議案宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員条例、第 14 号議案宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例、第 15 号議案宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、第 16 号議案宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例、第 17 号議案職員の定年等に関する条例、第 18 号議案人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第 19 号議案特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第 20 号議案議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第 21 号議案財政状況の公表に関する条例、以上 9 件の条例につきまして、審議の結果、原案どおり可決いたしました。

第 22 号議案は、平成 19 年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でありまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 4 億 2,030 万 7,000 円と定めたもので、審議の結果、原案どおり可決いたしました。

第 23 号議案は、副広域連合長の選任の同意を求めることについてでありまして、美里町の佐々木功悦氏の選任の同意を求め、審議の結果、原案どおり可決いたしました。

第 24 号議案は、監査委員の選任の同意を求めることについてでありまして、名取市の及川直成氏の選任の同意を求め、審議の結果、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、宮城県後期高齢者医療広域連合の議会報告といたします。以上でございます。

○議長（阿部五一）

以上で組合等議会の報告を終わります。

---

○議長（阿部五一）

以上をもちまして今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

これにて平成 19 年第 3 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御苦労さまでございました。

午後 3 時 56 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 19 年 9 月 27 日

議長 阿部 五一

署名議員 松村 敬子

同 尾口 好昭